



第二期小平市

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

小平市

第二期 子ども・子育て支援事業計画 策定にあたって

みんなですくすく 感動子育て
笑顔があふれるこだいらを目指して



小平市では、平成 27 年 3 月に第一期の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多岐にわたる子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

この間にも、少子高齢化、女性の社会進出による共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などがますます進むとともに、子ども・子育ての分野では、幼児教育・保育の無償化が開始となり、子育て支援の充実が図られる一方で、児童虐待の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は変化と厳しさが増しております。

これらの課題や多様化するニーズに対応するには、子どもを真ん中に置き、保護者が安心して産み子育てができるよう、地域全体で支えられる環境づくりが必要です。

このたび策定した「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」におきましても、第一期計画の基本理念「みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら」を引き継ぎ、その実現に向けて、市、保護者、関係機関・団体、地域が一丸となって取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた子ども・子育て審議会委員をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民と関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き計画の推進により一層のお力添えをお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

小平市長

小林 五則

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定方法.....	4
5 計画の対象.....	4
第2章 小平市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	5
1 小平市の状況.....	6
(1)人口・世帯の状況.....	6
(2)人口動態の状況.....	8
(3)就業の状況.....	9
2 保育・子育て支援の状況.....	11
(1)乳幼児期の教育・保育施設の状況.....	11
(2)子育て支援事業の状況.....	16
3 ニーズ調査からみた子育て家庭の現状.....	22
(1)子育て家庭の家族状況・就労状況.....	22
(2)子育ての環境.....	25
(3)平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況と利用希望.....	27
(4)各種支援事業の認知状況・利用状況・利用希望.....	31
(5)地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望.....	34
(6)子どもの病気やケガの際の対応.....	35
(7)不定期の教育・保育の事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用.....	36
(8)小学校就学後の放課後の過ごし方.....	37
(9)職場における両立支援制度について.....	39
(10)「仕事時間」と「家事(育児)の時間」、「プライベートの時間」のバランス.....	40
4 第一期計画の評価と課題.....	41
(1)乳幼児期の教育・保育.....	41
(2)地域子ども・子育て支援事業.....	43
(3)第一期計画全事業の総括.....	50
第3章 計画の基本理念と基本的な視点	51
1 基本理念.....	52
2 基本的な視点.....	52



第4章 施策の展開	53
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	54
(1)乳幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要.....	54
(2)子どものための教育・保育給付認定.....	55
(3)子育てのための施設等利用給付認定.....	55
(4)保育を必要とする事由など.....	56
(5)地域子ども・子育て支援事業の概要.....	57
(6)次世代育成支援の主な取組.....	58
2 基本事項.....	60
(1)教育・保育提供区域.....	60
(2)乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出.....	61
(3)乳幼児期の教育・保育にかかる量の見込み・確保方策・実施時期.....	61
(4)地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保方策・実施時期.....	64
(5)乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	74
(6)幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保.....	74
3 次世代育成支援の主な取組.....	75
(1)子どもの居場所・学びの場の充実.....	75
(2)子育ての相談・交流の場の充実.....	77
(3)児童虐待防止対策の充実.....	78
(4)ひとり親家庭の自立支援の推進.....	78
(5)障がいのある子どもへの支援の充実.....	79
(6)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現.....	80
(7)親と子の健康づくりの推進.....	80
 第5章 計画の推進	 81
1 計画の推進体制.....	82
2 計画の管理.....	82
 資料編	 83
1 小平市子ども・子育て審議会条例.....	84
2 小平市子ども・子育て審議会委員名簿.....	86
3 小平市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会構成課.....	87
4 策定経過.....	88



第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法
- 5 計画の対象

1 計画策定の背景・趣旨

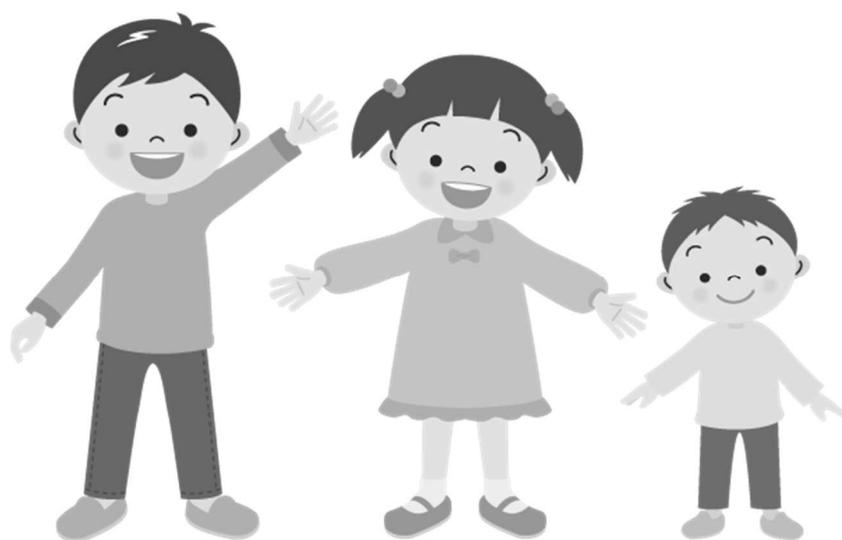
わが国においては、少子高齢化の急速な進行や、女性の社会進出に伴う共働き世帯のさらなる増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題への解決が求められています。

小平市では、平成24年8月制定の子ども・子育て支援法に基づき、市民の多様な保育・子育ての支援ニーズに応えるため、平成27年3月に小平市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第一期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

全国的には少子化傾向にあるものの、小平市においてはこれまでの間、就学前児童を中心に児童数が微増し続け、それに伴う保育ニーズに対応するための保育施設の整備、学童クラブの新設、保護者の育児不安の解消につながる子ども広場の開設や乳児家庭全戸訪問などを積極的に推進してきました。

この第一期計画が令和元年度末をもって終了するとともに、幼児教育・保育の無償化をはじめ、その後の子育てをめぐる社会環境が大きく変化していることから、これまでの成果と課題、調査により把握した市民ニーズを踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第二期小平市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第二期計画」という。）を策定します。

今後も子どもの健やかな成長を第一に、保護者が安心して子育てでき、それを地域全体で支えられる環境づくりをさらに進めていきます。



2 計画の位置付け

- ① 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- ② 本計画は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。
- ③ 本計画は、子どもが健やかに成長する環境の整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針となるものです。
また、計画の一部を、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市の次世代育成支援行動計画に位置付けます。
- ④ 本計画は、「小平市第三次長期総合計画基本構想」（平成18年度～令和2年度）、「小平市第四期地域保健福祉計画」（平成30年度～令和8年度）、「小平アクティブプラン21（第三次小平市男女共同参画推進計画）」（平成29年度～令和3年度）などの関連計画と整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間で計画期間とします。

■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	...
小平市第三次長期総合計画基本構想	(仮称)小平市第四次長期総合計画基本構想				
第二期小平市子ども・子育て支援事業計画					
小平市子ども・若者計画					
小平市第四期地域保健福祉計画					
小平市障がい者福祉計画	小平市障がい者福祉計画				
小平市障害児福祉計画(第一期)	小平市障害児福祉計画(第二期)				
小平市教育振興基本計画					
小平市特別支援教育総合推進計画(後期計画)	小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画				
小平アクティブプラン21					

4 計画の策定方法

- ① 本計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者と就学児童（小学校1年生～6年生）の保護者の子育ての現状やニーズ、日常生活などの実態を把握し、計画に反映させるため「小平市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

■調査概要

調査方法	郵送配布－郵送回収法			
調査期間	平成30年12月7日(金)～平成31年1月5日(土)			
回収状況	調査の種類	配布数	回収数	回収率
	就学前児童	2,000	1,154	57.7%
	就学児童 (小学校1年生～6年生)	2,000	1,131	56.6%

- ② 本計画は、小平市内に在住の子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関わっている団体、学識経験者などで構成する「小平市子ども・子育て審議会」で審議を重ね、その意見を踏まえて、策定しました。
- ③ 本計画の素案に対する市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を、市報やホームページ等により広く募集し、計画策定に当たって参考にしました。実施状況については、P89をご覧ください。

5 計画の対象

本計画の対象は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針を踏まえ、就学前児童、就学児童（小学校1年生～6年生）及びその保護者（子育て家庭）としました。

第2章 小平市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- 1 小平市の状況
- 2 保育・子育て支援の状況
- 3 ニーズ調査からみた子育て家庭の現状
- 4 第一期計画の評価と課題

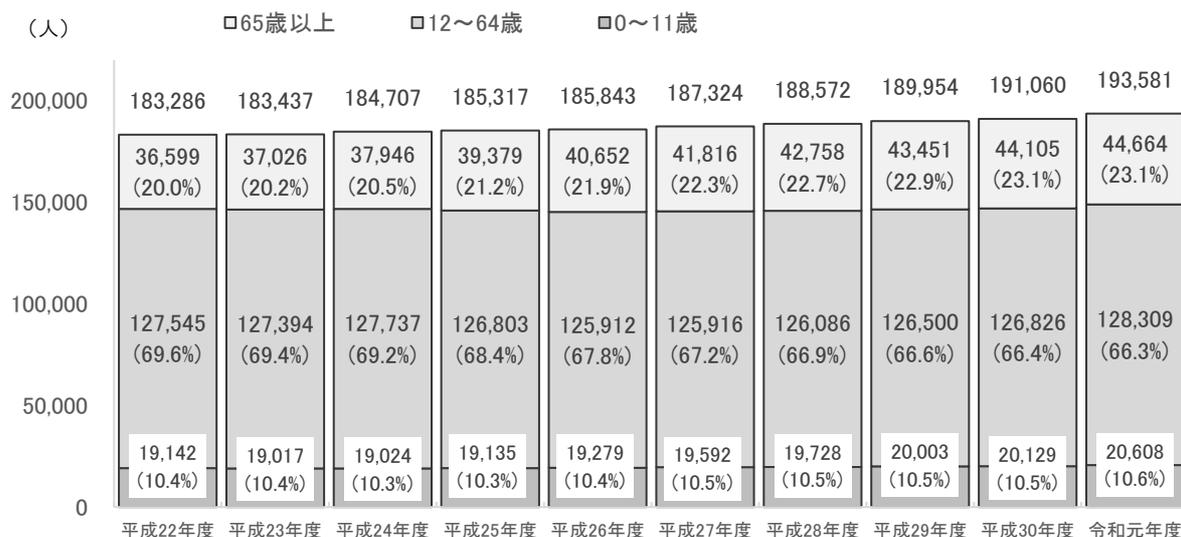
1 小平市の状況

(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

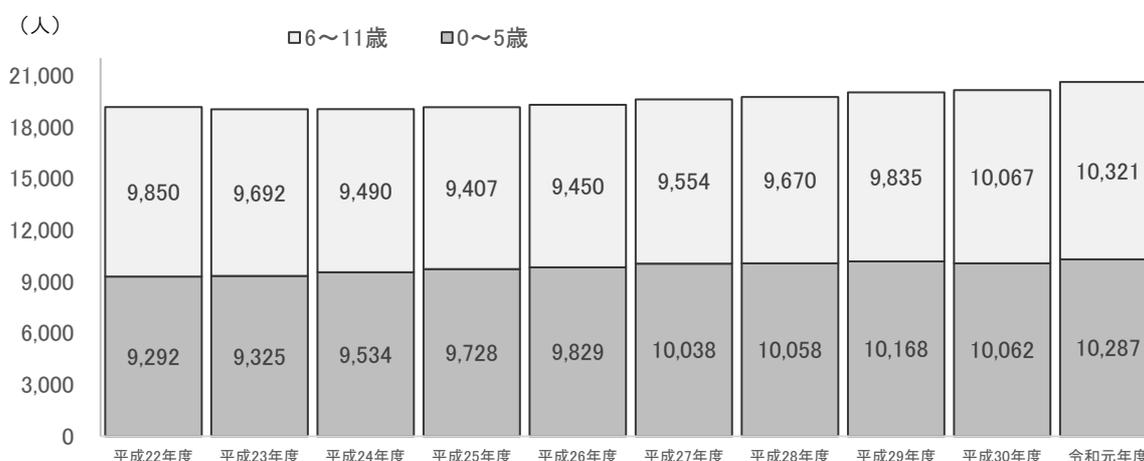
小平市の人口は、ゆるやかに増えています。子ども（0歳～11歳）の人口は、平成23年度までは減少が続いていましたが、平成24年度以降増加傾向にあります。

■人口の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年度4月1日現在）
 ※百分率の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示。四捨五入の影響で、合計が100%にならない場合があります。

■子ども（0歳～11歳）の人口の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年度4月1日現在）

② 子どもの人口の推計

平成 26 年度から令和元年度までの各年度 4 月 1 日現在の住民基本台帳の人口データを用いて、コーホート変化率法¹により将来人口の推計を行いました。0 歳から 11 歳までの年齢別人口推計は次の表のとおりです。

人口の推移からも、総人口と子ども（0 歳～11 歳）の人口ともに増加傾向にあることから、0 歳から 11 歳までの人口は令和 2 年度に 20,798 人、令和 6 年度に 21,037 人となると推計されます。

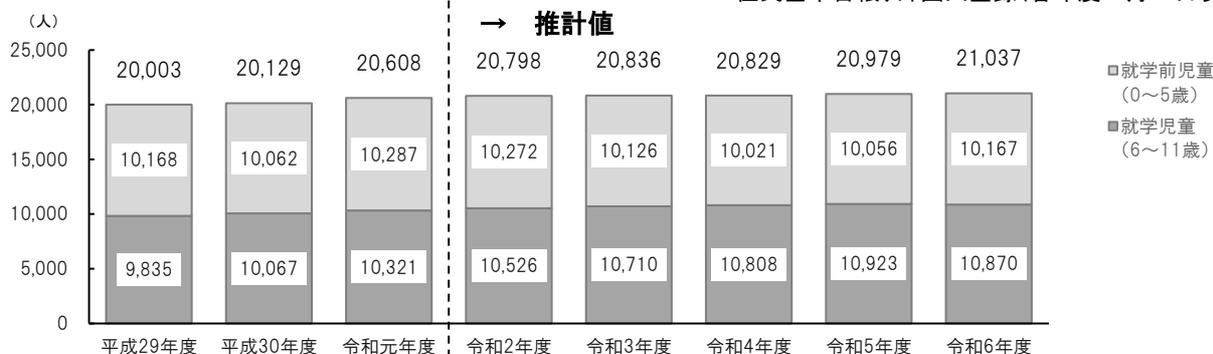
■子どもの人口の推計

→ 推計値

(人)

年齢	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	1,617	1,456	1,610	1,558	1,544	1,557	1,606	1,603
1 歳	1,691	1,678	1,611	1,722	1,652	1,638	1,679	1,717
2 歳	1,708	1,706	1,750	1,634	1,726	1,656	1,670	1,697
3 歳	1,720	1,755	1,755	1,769	1,640	1,733	1,680	1,686
4 歳	1,717	1,731	1,795	1,771	1,775	1,645	1,752	1,692
5 歳	1,715	1,736	1,766	1,818	1,789	1,792	1,669	1,772
6 歳	1,724	1,728	1,779	1,787	1,832	1,802	1,817	1,686
7 歳	1,705	1,716	1,753	1,791	1,794	1,839	1,816	1,828
8 歳	1,649	1,715	1,735	1,766	1,801	1,805	1,853	1,828
9 歳	1,622	1,665	1,729	1,745	1,775	1,811	1,816	1,864
10 歳	1,606	1,632	1,688	1,745	1,759	1,789	1,828	1,832
11 歳	1,529	1,611	1,637	1,692	1,749	1,762	1,793	1,832
就学児童 (6 歳～11 歳)	9,835	10,067	10,321	10,526	10,710	10,808	10,923	10,870
就学前児童 (0 歳～5 歳)	10,168	10,062	10,287	10,272	10,126	10,021	10,056	10,167
総計	20,003	20,129	20,608	20,798	20,836	20,829	20,979	21,037

資料：平成 29 年度～令和元年度は実績値
住民基本台帳、外国人登録(各年度 4 月 1 日現在)



資料：住民基本台帳、外国人登録(各年度 4 月 1 日現在)

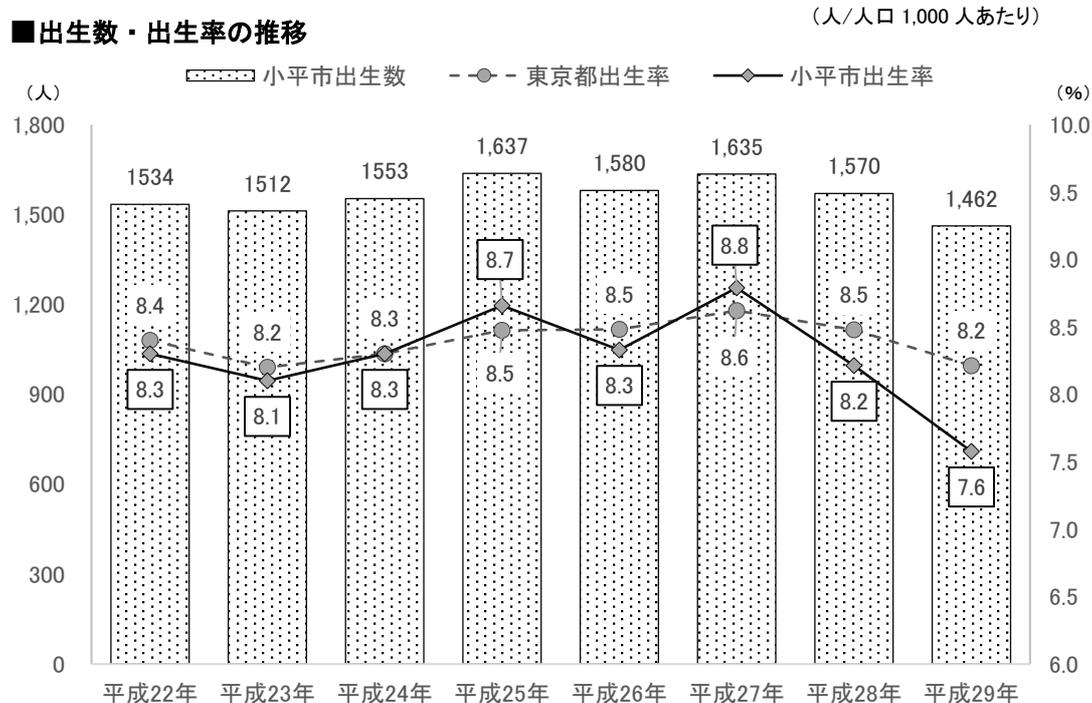
¹ コーホート変化率法

過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 人口動態の状況

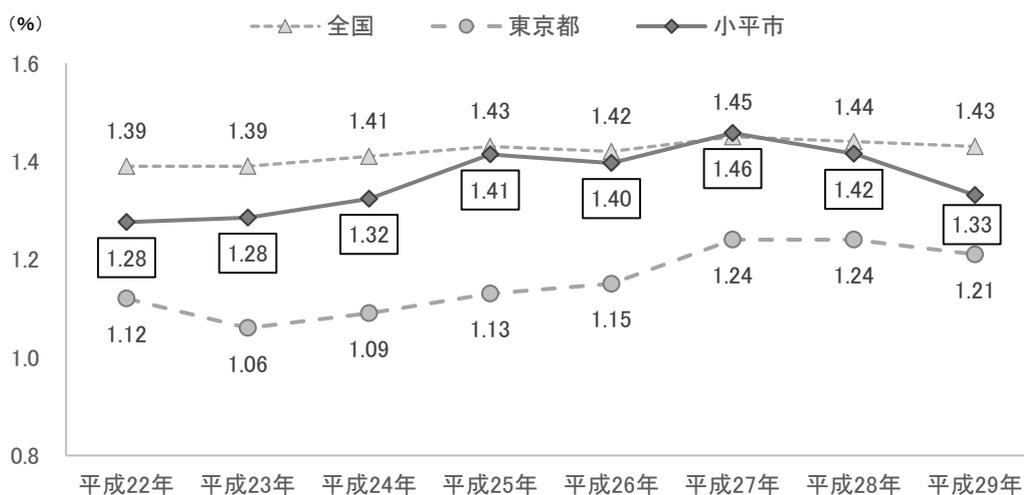
① 出生数・出生率の推移

平成29年は平成28年に比べ100人ほど出生数が減じましたが、予測では、令和6年までは1,600人前後で推移する見込みです。



資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)
東京都福祉保健局「人口動態統計」(平成29年)

■合計特殊出生率の推移

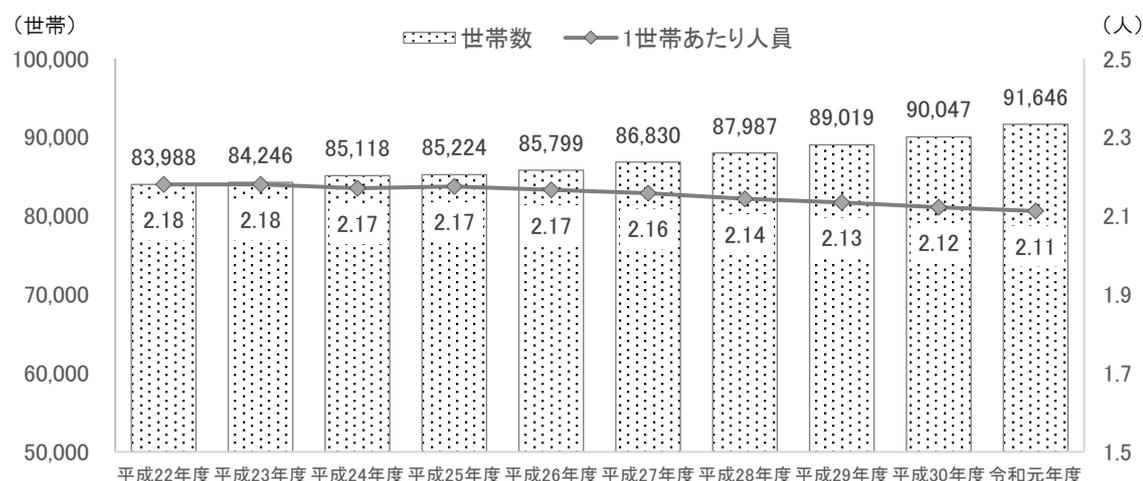


資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)
東京都福祉保健局「人口動態統計」(平成29年)

② 世帯構成の状況

世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員については減少傾向です。平成27年以降減少が進み、小平市においても核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯構成の状況



資料:住民基本台帳、外国人登録(各年度4月1日現在)

(3) 就業の状況

① 就業率の状況

平成27年と平成22年の就業率を比較すると、男性では小平市、東京都、全国ともに減少していますが、女性では小平市、全国では増加しています。特に小平市の女性では1.5ポイント増加しています。

■就業率の状況

単位:人、%

平成22年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
全国	53,154,614	34,089,629	64.1	57,122,871	25,521,682	44.7
東京都	5,652,734	3,460,120	61.2	5,839,722	2,552,416	43.7
小平市	79,697	48,266	60.6	82,029	33,134	40.4

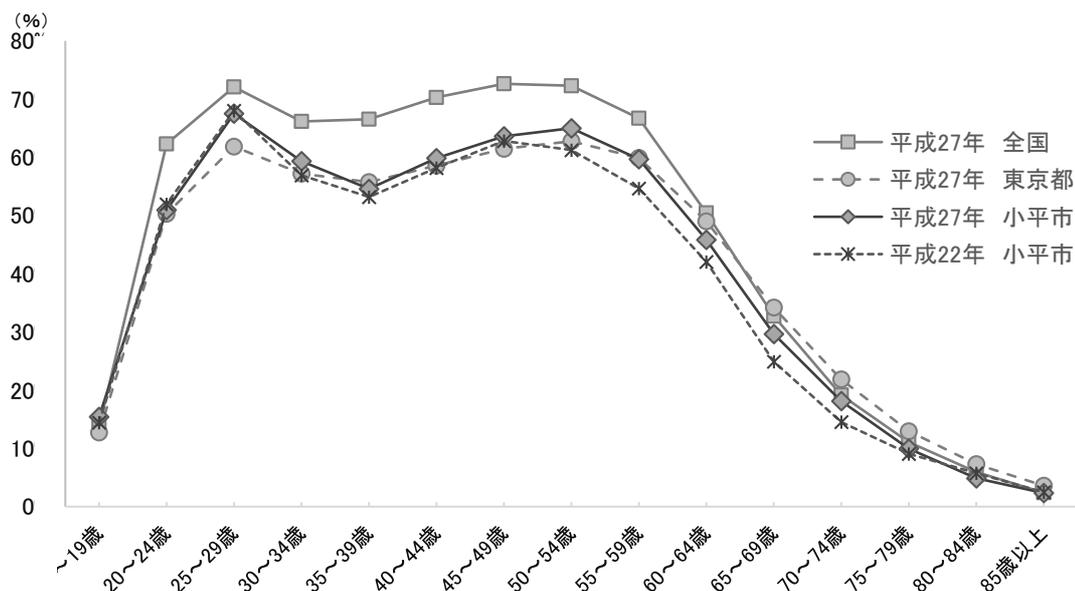
平成27年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
全国	52,879,791	33,077,703	62.6	56,874,386	25,841,333	45.4
東京都	5,749,774	3,291,599	57.2	5,989,897	2,567,360	42.9
小平市	80,284	47,578	59.3	83,901	35,138	41.9

資料:国勢調査(平成22年、平成27年)

② 女性の年齢別労働力率^{→1}の推移

女性の労働力率は、結婚や出産に当たるおおむね30歳代に一旦低下し、子育てが一段落した後に再び就労するという、いわゆるM字カーブを描いています。平成27年の女性の労働力率を見ると、25歳から29歳までは67.5%と70%近くになりますが、30歳代になると下降し、40歳代に再び上昇して50歳から54歳までに第2のピークを迎えます。小平市は全国と比較すると低い傾向にありますが、東京都と比較すると高い傾向にあります。

■女性の年齢別労働力率の推移



	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳
平成27年 全国	13.7%	62.3%	72.1%	66.1%	66.5%	70.3%	72.6%	72.3%
平成27年 東京都	12.7%	50.3%	61.8%	57.2%	55.7%	58.6%	61.4%	62.7%
平成27年 小平市	15.4%	50.9%	67.5%	59.3%	54.6%	59.8%	63.6%	65.0%
平成22年 小平市	14.4%	51.9%	68.0%	56.9%	53.2%	58.1%	62.8%	61.2%
	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	
平成27年 全国	66.7%	50.4%	32.7%	19.2%	11.1%	6.0%	2.4%	
平成27年 東京都	59.9%	49.0%	34.2%	21.8%	13.0%	7.3%	3.6%	
平成27年 小平市	59.7%	45.8%	29.6%	18.1%	10.0%	4.9%	2.3%	
平成22年 小平市	54.6%	42.0%	24.9%	14.5%	9.1%	5.7%	2.5%	

資料：国勢調査(平成22年、平成27年)

^{→1} 労働力率

就業者数と完全失業者数(就労を希望している人の数)とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。

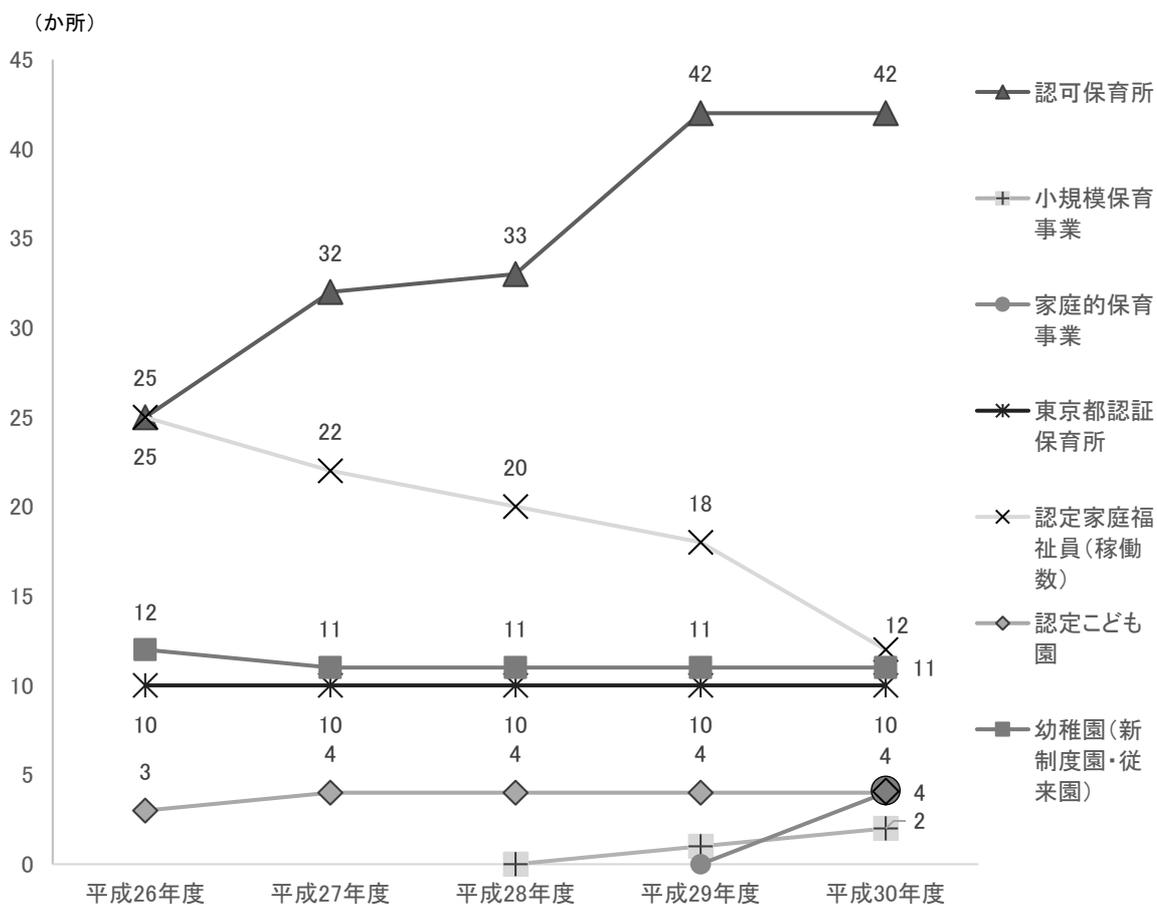
2 保育・子育て支援の状況

(1) 乳幼児期の教育・保育施設の状況

① 各事業の施設数

小平市内において、平成27年4月に新たに制度化された小規模保育事業や家庭的保育事業が新設されています。また、待機児童対策として認可保育所を新設してきたことから、施設数が大きく増加しています。

■各事業の施設数

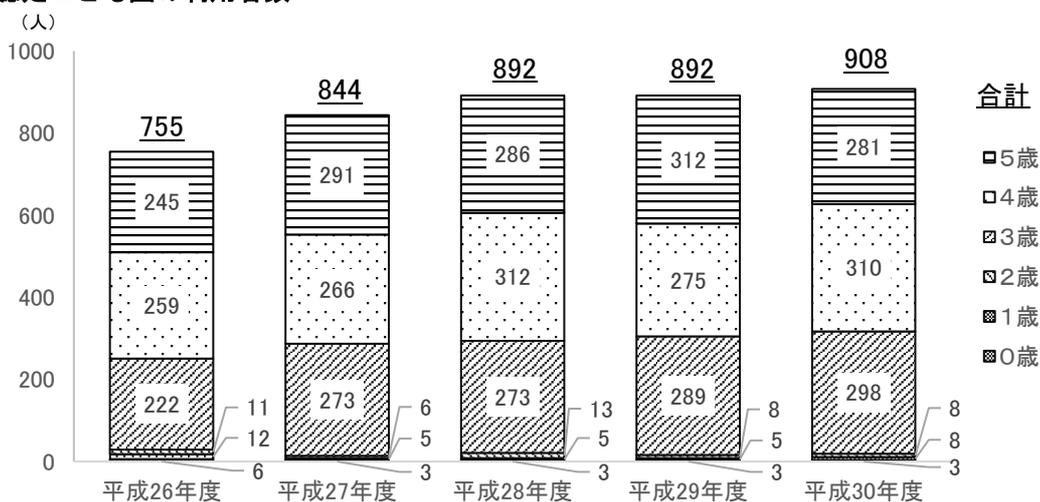


資料: 保育課(各年度4月1日現在)

② 認定こども園^{→1}

認定こども園は、平成27年度に1施設が幼稚園^{→2}から移行となり、それ以前に幼稚園から移行となった3園と合わせて、利用者はゆるやかに増加しています。

■認定こども園の利用者数

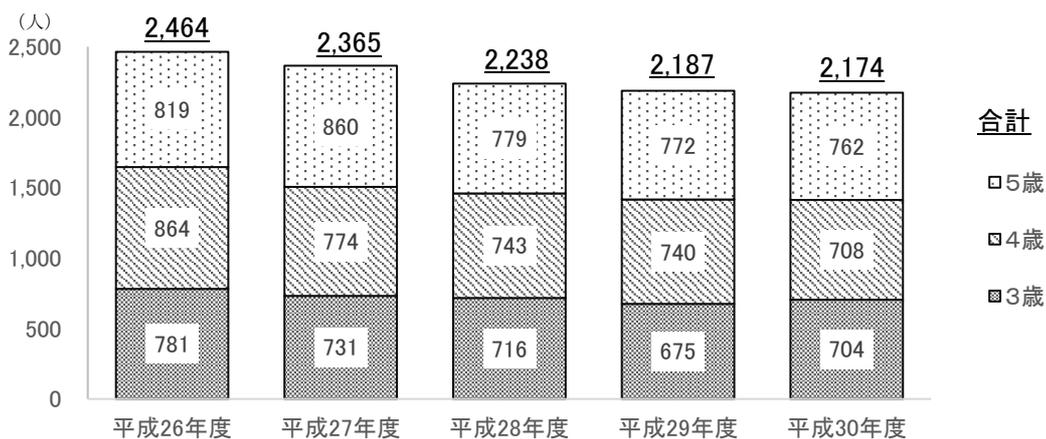


資料: 保育課(平成26年度は5月1日、平成27年~30年度は各年度4月1日現在)
 ※ 小平市内、市外の施設を問わず、小平市民の利用者の数

③ 幼稚園(新制度園、従来園)

幼稚園(新制度園、従来園)は平成27年度に新たに1施設が認定こども園に移行となり、11施設となりました。平成28年度以降は施設数の増減はありませんが、利用者数はゆるやかに減少しています。

■幼稚園(新制度園、従来園)の利用者数



資料: 保育課(各年度5月1日現在)
 ※ 小平市内、市外の施設を問わず、小平市民の利用者の数

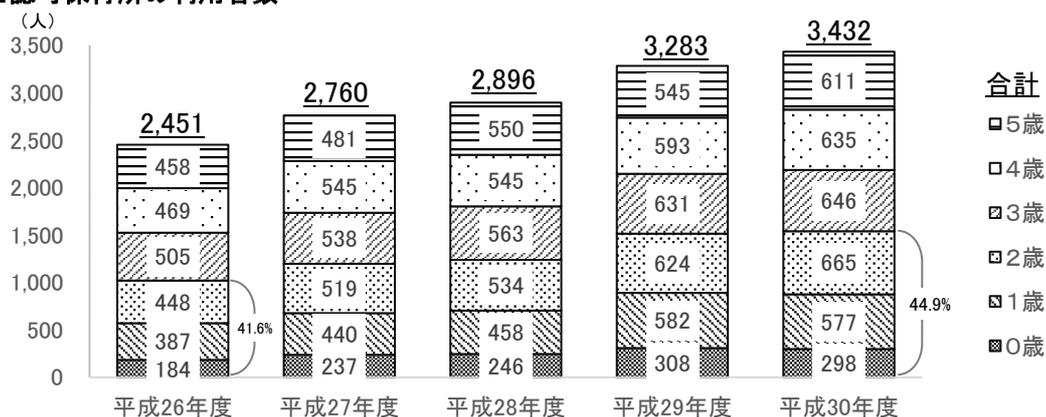
→1 認定こども園 幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設。

→2 幼稚園 学校教育法に定める、3歳児から5歳児までに対して学校教育を行う施設。

④ 認可保育所^{→1}

認可保育所の施設数は、平成26年度に25施設でしたが、平成30年度には42施設に増えています。これに伴い、平成30年度の利用者数は、平成26年度に比べ1,000人ほど増えています。0歳児から2歳児までの占める割合が大きくなっており、平成30年度は44.9%と、平成26年度に比べ3.3ポイント増えています。

■認可保育所の利用者数

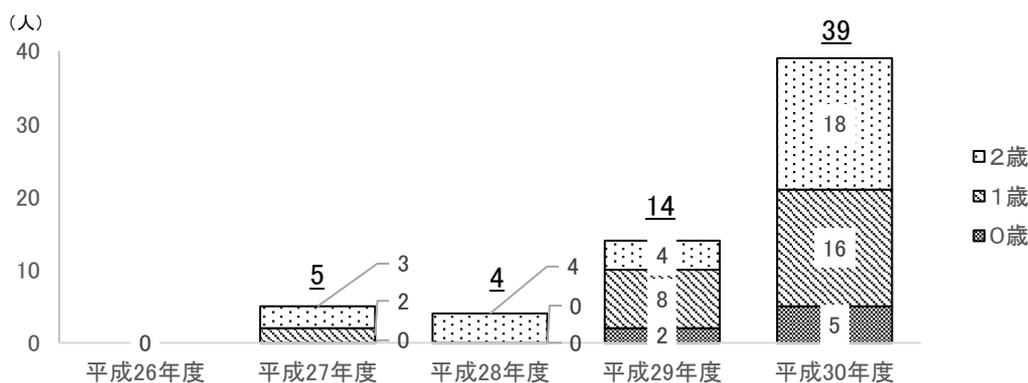


資料：保育課（各年度4月1日現在）
※管外委託を含む。受託を含まない。

⑤ 小規模保育事業^{→2}

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始となり、小規模保育事業が新設されました。小平市内では、保育を必要とする0歳児から2歳児までの児童を対象とした小規模保育事業が平成29年度に新設され、平成30年度には40人ほどが利用しています。

■小規模保育事業の利用者数



資料：保育課（各年度4月1日現在）
※平成27年度と平成28年度は管外委託児のみ。

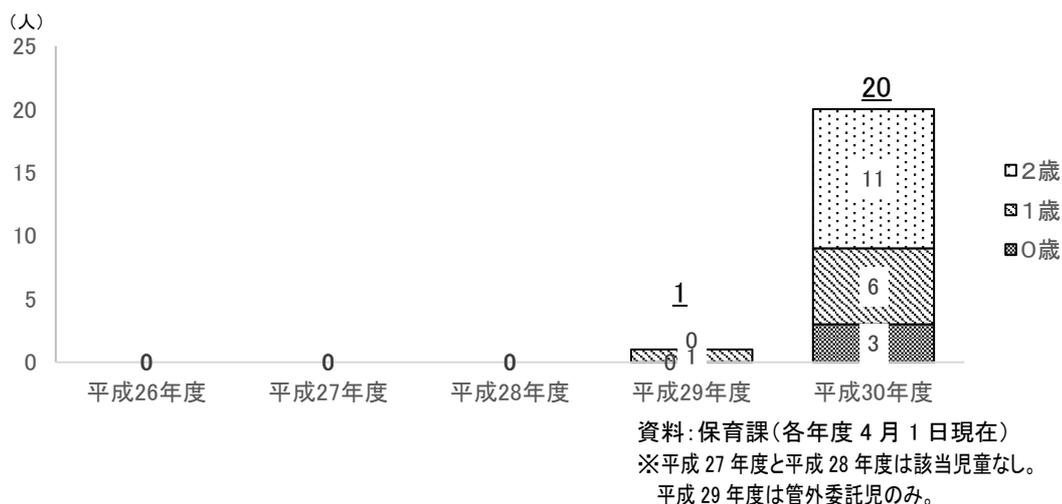
→1 認可保育所 国が定める最低基準に適合した施設で都の認可を受けた定員20人以上のもの。

→2 小規模保育事業 国が定める最低基準に適合した施設で市の認可を受けた、定員おおむね6～19人のもの。

⑥ 家庭的保育事業^{→1}

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始となり、家庭的保育事業が新設されました。小平市内では、保育を必要とする0歳児から2歳児までの児童を対象とした家庭的保育事業が、平成30年度に4施設で認定家庭福祉員から移行となり、20人ほどが利用しています。

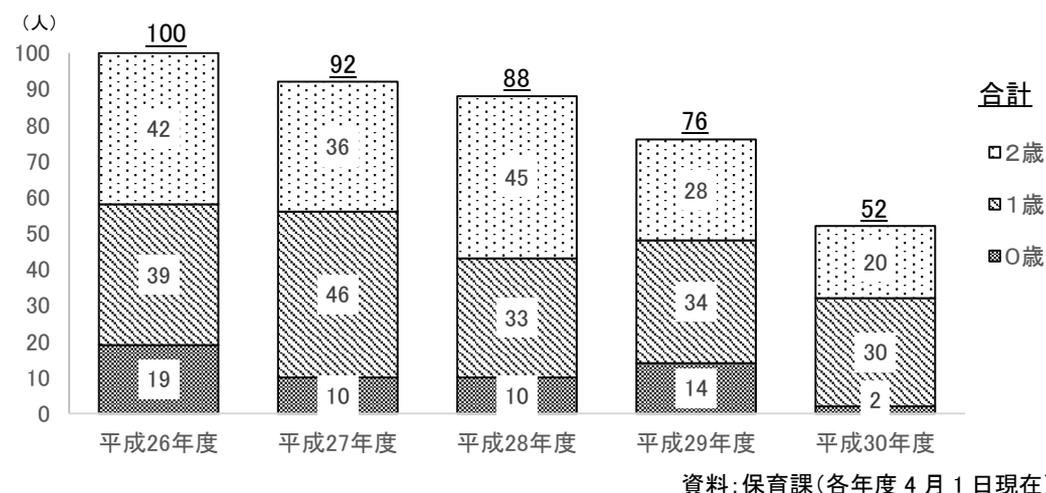
■家庭的保育事業の利用者数



⑦ 認定家庭福祉員^{→2}

認定家庭福祉員は、平成30年度に4施設が家庭的保育事業に移行したことなどから減少しており、利用者数は平成26年度からの5年間で半減し、52人となっています。

■認定家庭福祉員の利用者数



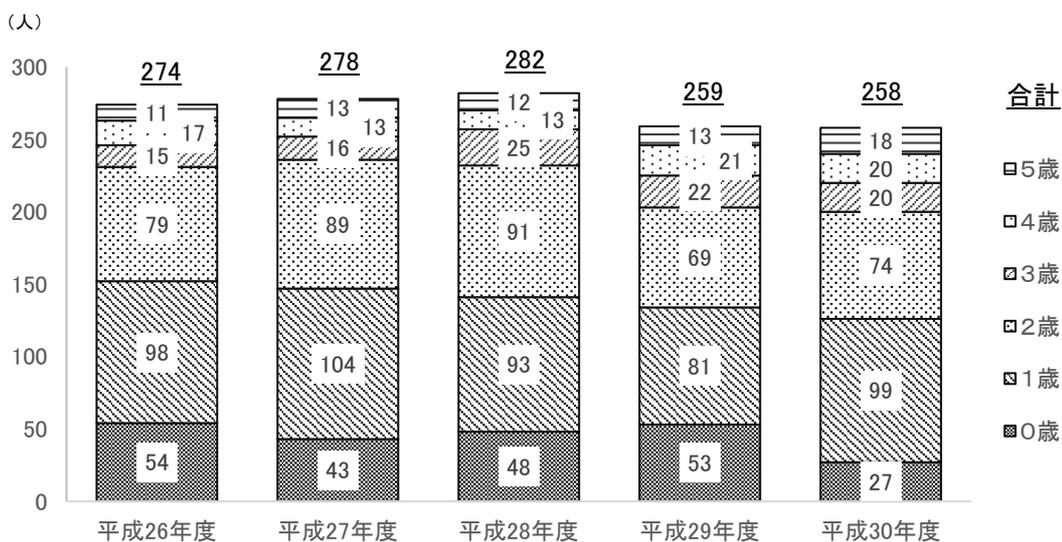
^{→1} 家庭的保育事業 国が定める最低基準に適合した施設で市の認可を受け、保育者の自宅等で5人以下の子どもを保育する事業。いわゆる「保育ママ」。

^{→2} 認定家庭福祉員 保育者の自宅等で5人以下の子どもを保育する事業。いわゆる「保育ママ」。

⑧ 東京都認証保育所^{→1}

平成 29 年度以降、市民の利用者数は減少していますが、市民以外の利用者を含めた市内の東京都認証保育所の利用者数は、横ばいとなっています。

■東京都認証保育所の利用者数



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5 歳	11 人	13 人	12 人	13 人	18 人
4 歳	17 人	13 人	13 人	21 人	20 人
3 歳	15 人	16 人	25 人	22 人	20 人
2 歳	79 人	89 人	91 人	69 人	74 人
1 歳	98 人	104 人	93 人	81 人	99 人
0 歳	54 人	43 人	48 人	53 人	27 人
合計	274 人	278 人	282 人	259 人	258 人

資料: 保育課(各年度 4 月 1 日現在)
 ※小平市内、市外の施設を問わず、
 小平市民の利用者の数

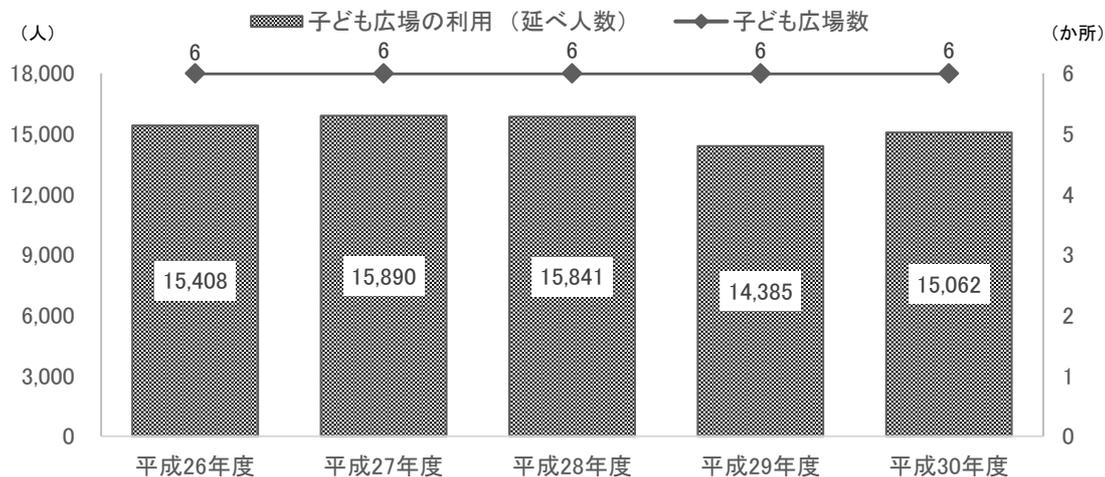
^{→1} 東京都認証保育所 東京都が独自に設定した認証基準により認証を受けた保育所。

(2) 子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援拠点事業（子ども広場事業）

子ども広場^㉑は、平成26年度以降、利用者数が15,000人前後で推移しています。

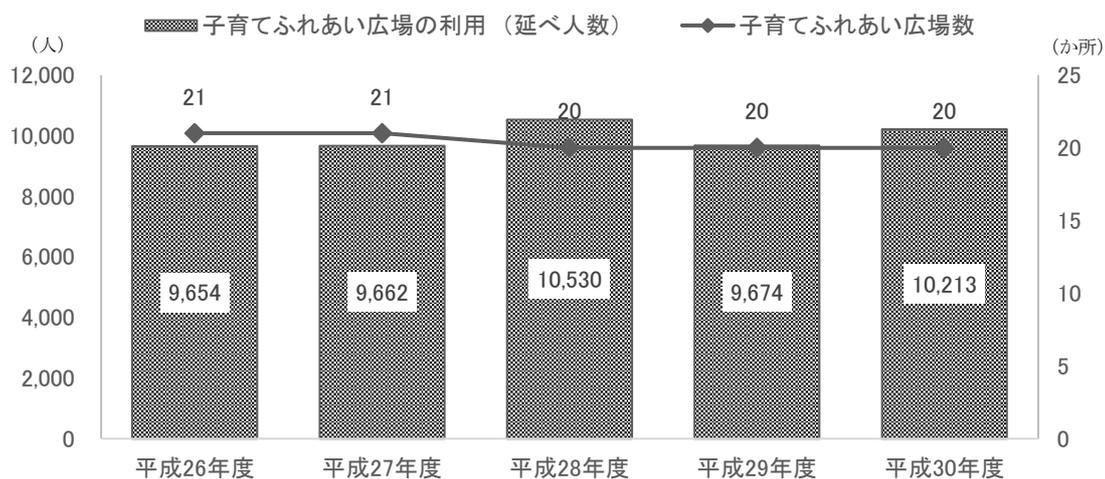
■子ども広場の利用者数と広場数



資料：子育て支援課
※0～2歳の利用者数のみ。

また、地域子育て支援拠点事業の類似事業として実施している子育てふれあい広場^㉒は、平成28年度に1か所減少し、計20か所となりましたが、利用者数は10,000人前後で推移しています。

■子育てふれあい広場の利用者数と広場数



資料：子育て支援課
※0～2歳の利用者数のみ。

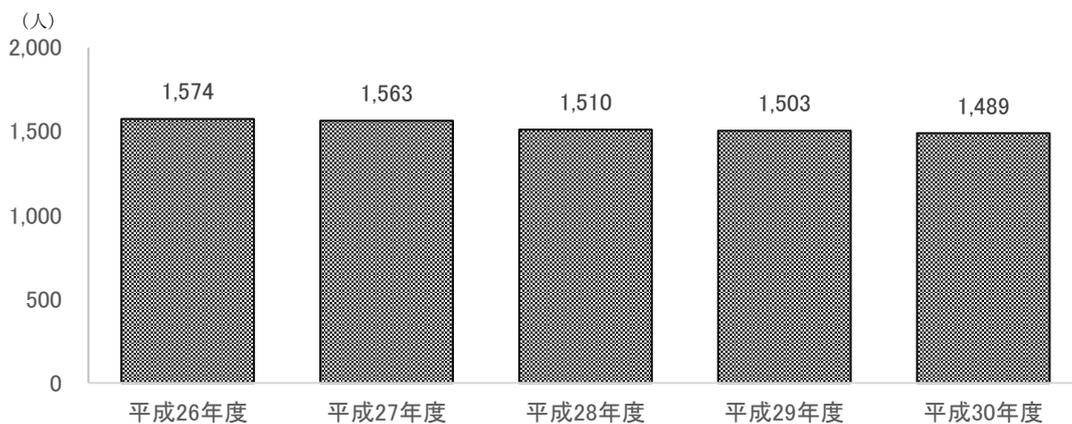
㉑ 子ども広場 専門のスタッフが子育ての相談、子育て中の保護者の交流、乳幼児から中学生までの子どもの遊びの指導、地域の子育て情報の提供、講習会などを行う広場。

㉒ 子育てふれあい広場 子育て中の親子（乳幼児）を対象にした相談・交流ができる広場。

② 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持及び促進を図るもので、受診率は妊婦数全体のおおむね95%を超えています。

■妊婦健康診査事業の受診者数

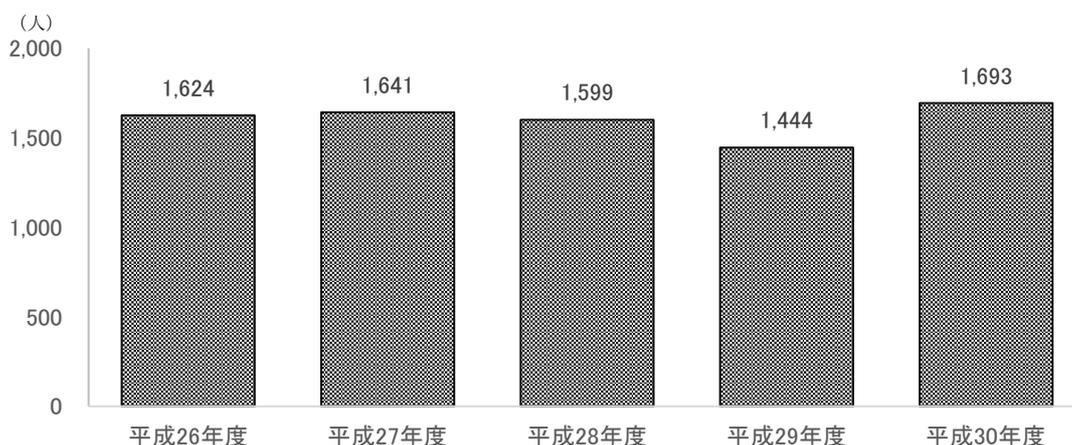


資料:健康推進課

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、子育てを地域ぐるみで支援するために、助産師や保健師が家庭を訪問するもので、生後4か月を迎える日までの乳児数全体の96%を超える家庭を訪問しています。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問数

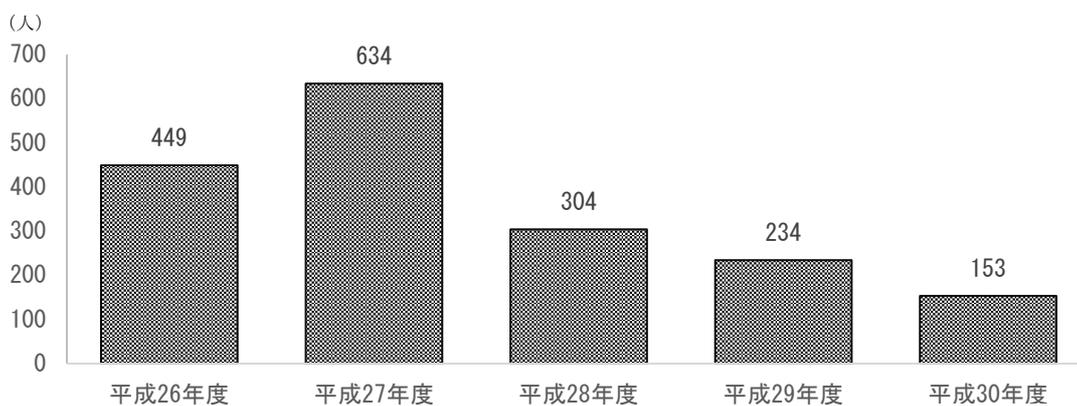


資料:健康推進課

④ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育に関する指導、助言等を行う専門的相談支援と、子育て経験者、ヘルパーなどによる育児・家事援助を内容としており、法の主旨や国のガイドラインに沿って対象を絞り込んだことにより、延べ件数が減少しています。

■養育支援訪問事業の利用者数



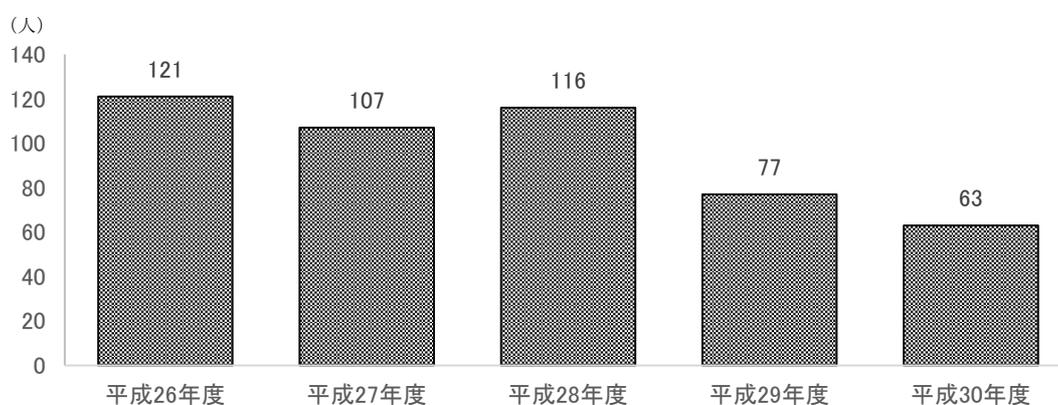
資料：子育て支援課

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
専門的相談支援	203 人	499 人	173 人	171 人	131 人
育児・家事援助	246 人	135 人	131 人	63 人	22 人
合計	449 人	634 人	304 人	234 人	153 人

⑤ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

子どもショートステイ事業は、同じ家庭の繰り返しの利用や兄弟姉妹での利用など年度により延べ利用者数に増減があるものの、平成 29 年度以降減少傾向にあります。

■子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）の利用者数

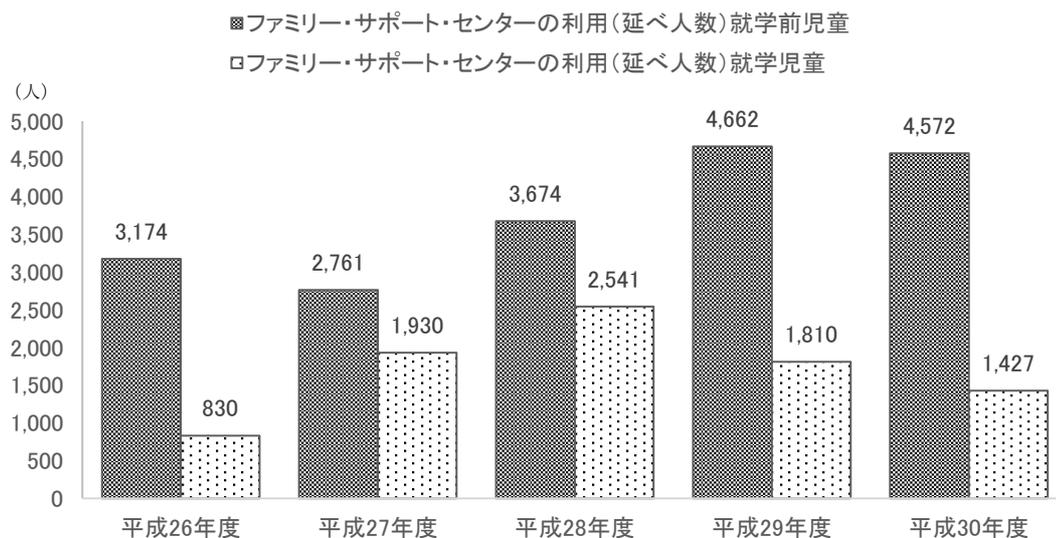


資料：子育て支援課

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、平成 30 年度の就学前児童の利用者数が、平成 26 年度の約 1.4 倍に増えています。一方、就学児童の利用者数は、平成 29 年度以降減少しています。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用者数



資料：子育て支援課

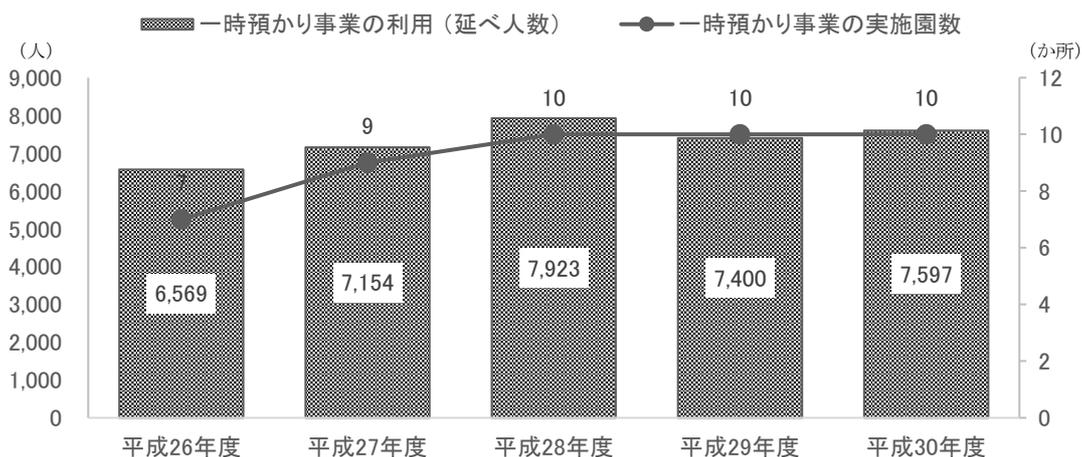
利用(延べ人数)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前児童	3,174 人	2,761 人	3,674 人	4,662 人	4,572 人
就学児童	830 人	1,930 人	2,541 人	1,810 人	1,427 人
合計	4,004 人	4,691 人	6,215 人	6,472 人	5,999 人



⑦ 一時預かり事業（認可保育所における一時預かり）

認可保育所における一時預かり事業は、平成26年度から平成28年度までに施設数が3か所増え、10か所となりました。利用者数も増えていましたが、平成28年度以降は施設数、利用者数ともに横ばいで推移しています。

■一時預かり事業（認可保育所における一時預かり）の利用者数と実施園数

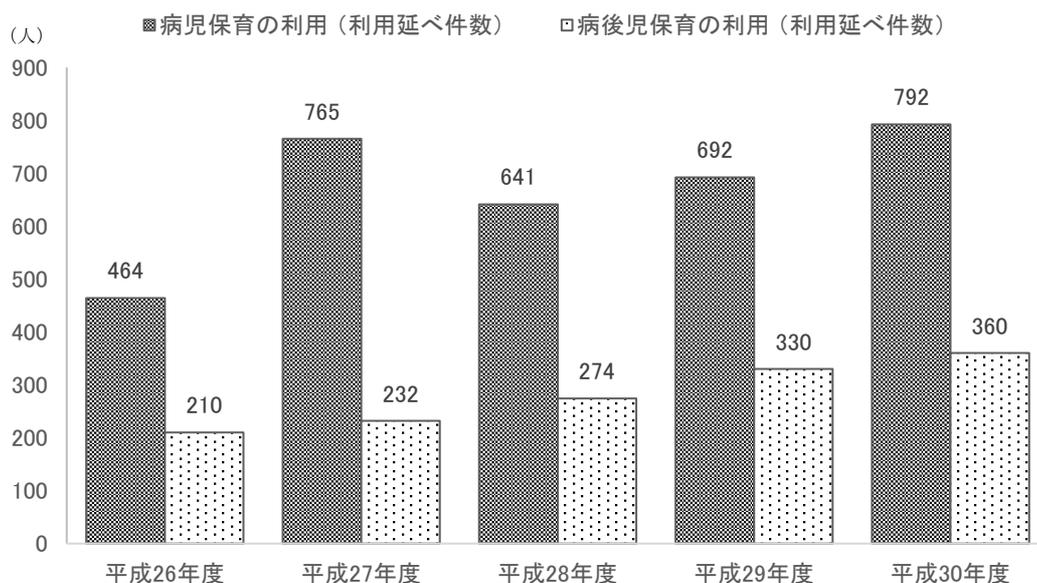


資料：保育課

⑧ 病児・病後児保育事業

病後児保育を実施していた施設において、平成26年8月から病児保育も開始され、病児・病後児保育が2施設となりました。病児保育の利用者数は、平成27年度以降横ばい傾向で、病後児保育の利用者数は、毎年増加傾向にあります。

■病児・病後児保育事業の利用件数

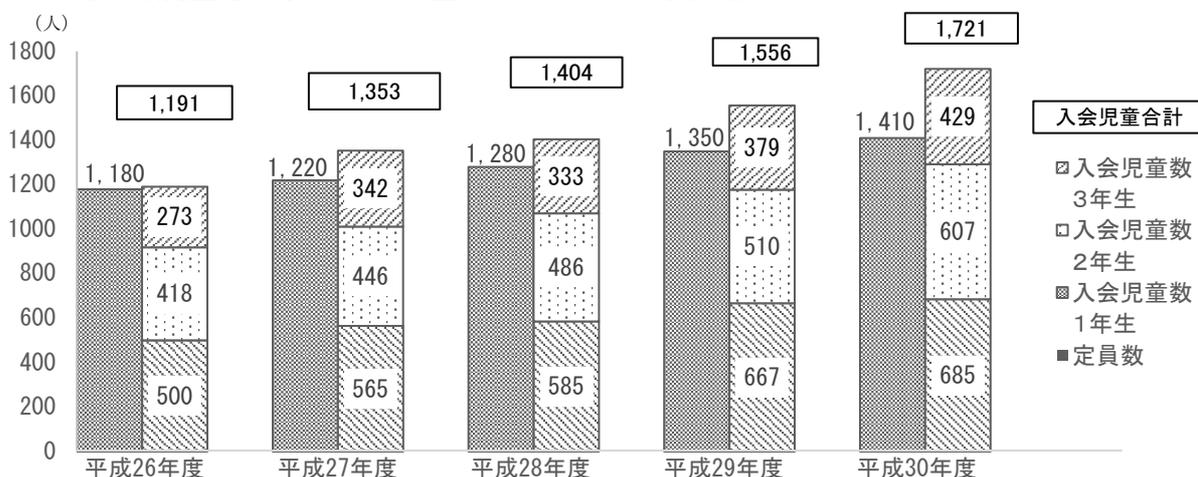


資料：保育課

⑨ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

学童クラブ事業は、入会児童数が毎年増加傾向にあります。施設数は、平成28年度以降毎年増加し、33施設になりました。

■放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）の利用者数



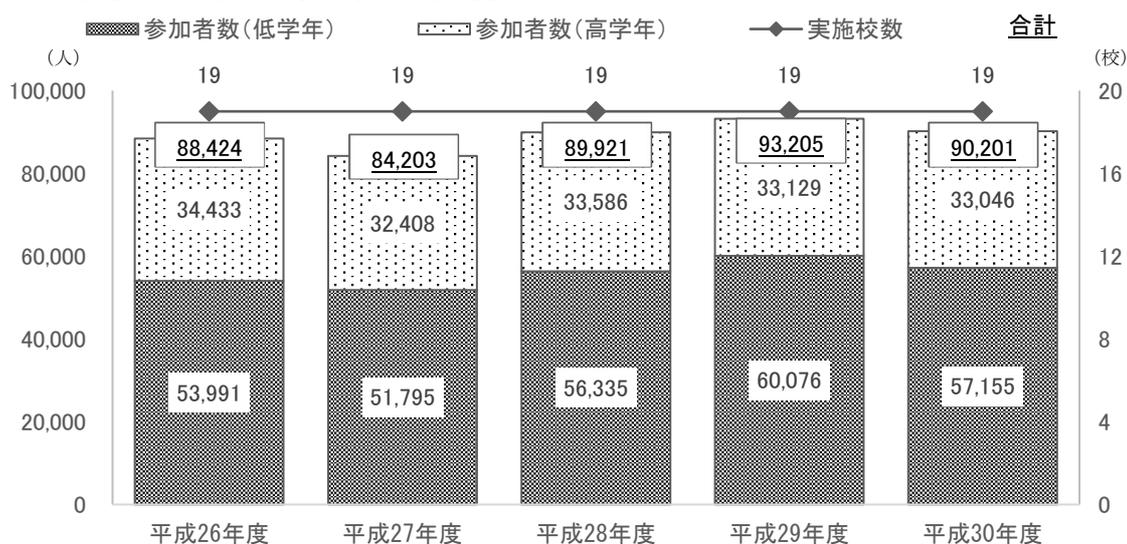
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
クラブ数	28か所	28か所	30か所	32か所	33か所

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

⑩ 放課後子ども教室^{→1}

放課後子ども教室は、平成26年度から平成30年度まで、小学校全19校区で実施しており、多くの児童が参加しています。

■放課後子ども教室の参加者数と実施校数



資料：地域学習支援課

^{→1} 放課後子ども教室 市内小学校区単位で学校施設等を利用し、学童クラブと連携のもと、地域のボランティアにより実行委員会を組織し、児童に放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供します。

3 ニーズ調査からみた子育て家庭の現状

就学前児童、就学児童がいる家庭を対象に行ったニーズ調査の結果から、小平市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状が見えます。

就学前問〇……就学前児童のニーズ調査票の問〇〔設問番号〕
就学問〇……就学児童のニーズ調査票の問〇〔設問番号〕
表、グラフ中の「n」……各設問に対する回答者数です。
(複)……複数回答の設問です。

(1) 子育て家庭の家族状況・就労状況

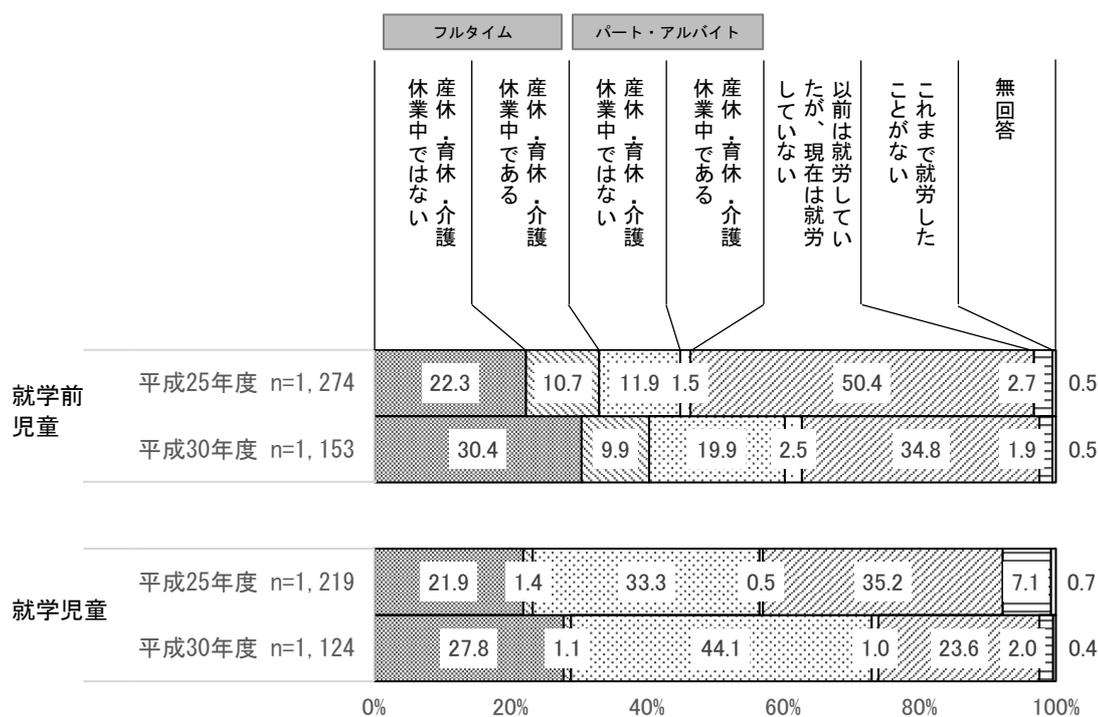
① 就学前児童と就学児童の保護者の就労状況

(就学前問15 就学問14)母親のみ

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が前回の調査では22.3%、11.9%でしたが、今回の調査ではそれぞれ8.1ポイント、8.0ポイント増加し、30.4%、19.9%となっています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が前回50.4%でしたが、今回の調査では15.6ポイント減少し、34.8%となっていることから、子育てしながら働く傾向が高まっていることが伺えます。

就学児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が前回の調査では21.9%、33.3%でしたが、今回の調査ではそれぞれ5.9ポイント、10.8ポイント増加し、27.8%、44.1%となっています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」が前回それぞれ35.2%、7.1%でしたが、今回の調査ではそれぞれ11.6ポイント、5.1ポイント減少し、23.6%、2.0%となっており、就学前児童の母親同様、子育てしながら働く傾向が高まっていることが伺えますが、就学児童の母親はパート・アルバイト等での就労がより高くなっています。

■就学前児童と就学児童の保護者の就労状況



第二章

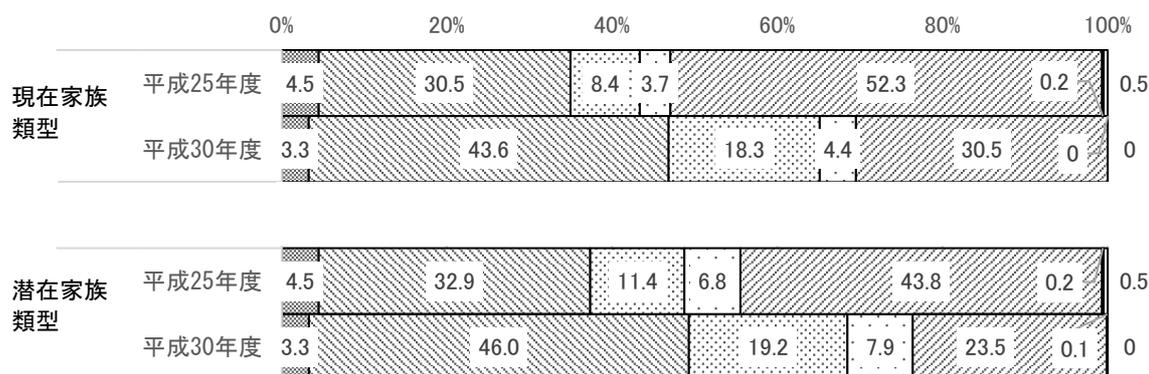


② 就学前児童の家族類型

保護者の就労状況に応じて、家庭を8種類のタイプに分類し、保護者の現在の就労状況を表す現在家族類型と、保護者の1年以内の転職、または就労の希望を反映した潜在家族類型を前回の調査と比較しました。

フルタイム、パート・アルバイトを含めた就労型のタイプB、C、C'が増え、専業主婦（夫）型のタイプDが現在、潜在ともに20ポイント以上減少しています。母親の就労が、意向も含めて高まっています。

■ 就学前児童の家族類型



■タイプA ■タイプB ■タイプC □タイプC' ■タイプD ■タイプE ■タイプE' □タイプF

※平成25年度タイプE'は該当なし、平成30年度タイプE'、タイプFは該当なし

タイプ	保護者の就労等状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間*~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間*未満+下限時間*~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+下限時間*~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが下限時間*未満+下限時間*~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※ 下限時間は、各自治体における保育の必要性の下限時間(小平市は48時間)。

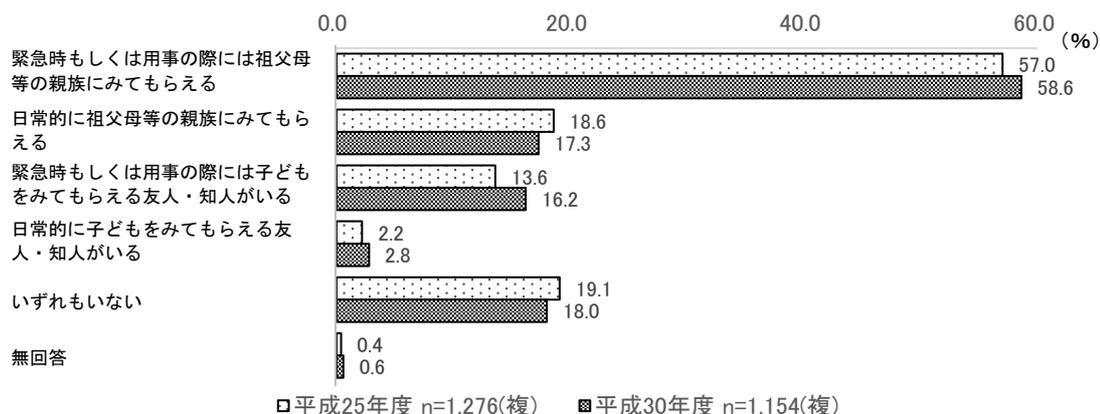
(2) 子育ての環境

① 日頃子どもをみてもらえる親族・知人

(就学前問9)

前回の調査と比べて、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が1.6ポイント、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が2.6ポイント増えています。一方で、前回の調査と同様に「いずれもない」が18.0%前後と高くなっています。

■日頃子どもをみてもらえる親族・知人

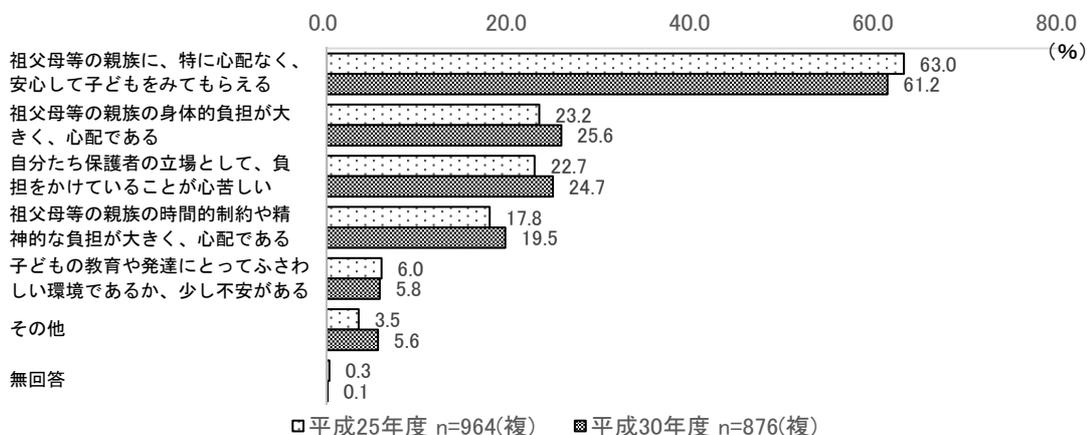


② 親族に子どもをみてもらうことについて

(就学前問10)

前回の調査と同様に「祖父母等の親族に特に心配なく、安心して子どもをみてもらえる」が61.2%と高くなっていますが、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく、心配である」「自分たちの保護者の立場として、負担をかけていることが心苦しい」「祖父母等の親族の時間的制約や精神的負担が大きく、心配である」が、それぞれ20%前後と、前回の調査よりも2ポイントほど増えています。

■親族に子どもをみてもらうことについて



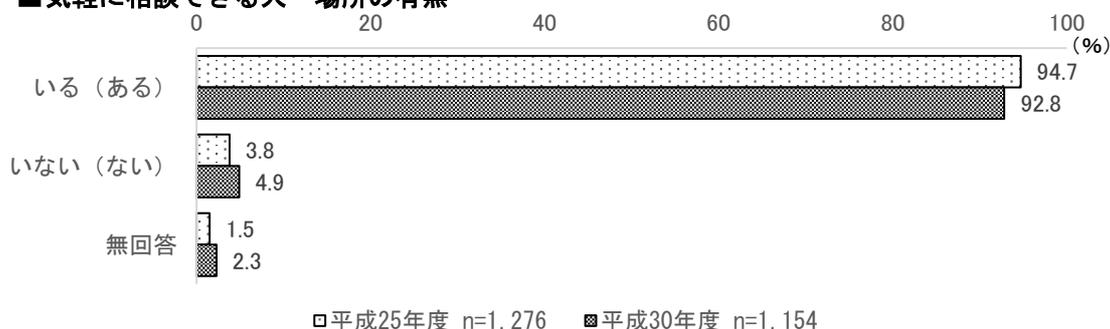
③ 気軽に相談できる人・場所の有無

(就学前問12 13)

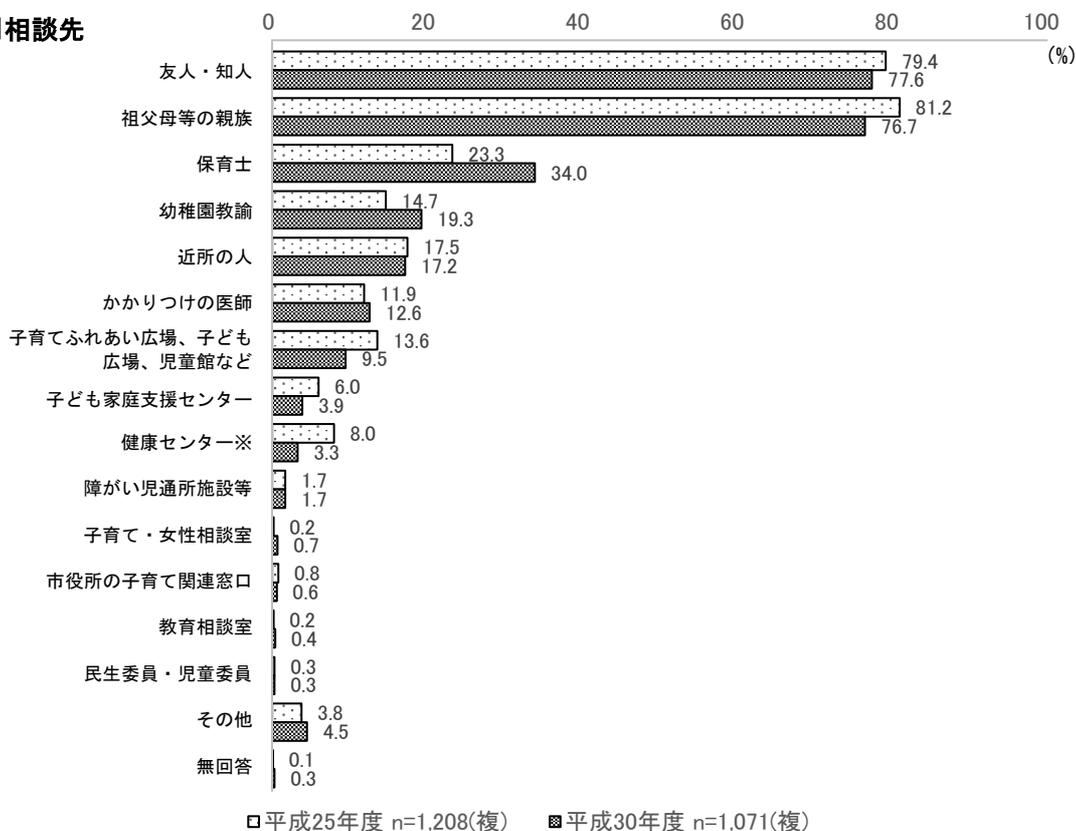
気軽に相談できる人・場所については、「いる」が前回の調査と同様 90%以上となっていますが、「いない」が1.1ポイント増えています。

相談先は、前回の調査と比べ、「友人・知人」が1.8ポイント、「祖父母等の親族」が4.5ポイント減っています。一方で「保育士」が10.7ポイント、「幼稚園教諭」が4.6ポイント増加しています。相談先として、日常子どもを見ている、教育・保育事業者の比重が高まっていることが伺えます。一方、子ども家庭支援センターや健康センター、市役所の子育て関連窓口などの回答割合は減少しています。

■気軽に相談できる人・場所の有無



■相談先



※平成25年度の項目名は 保健所・健康センター

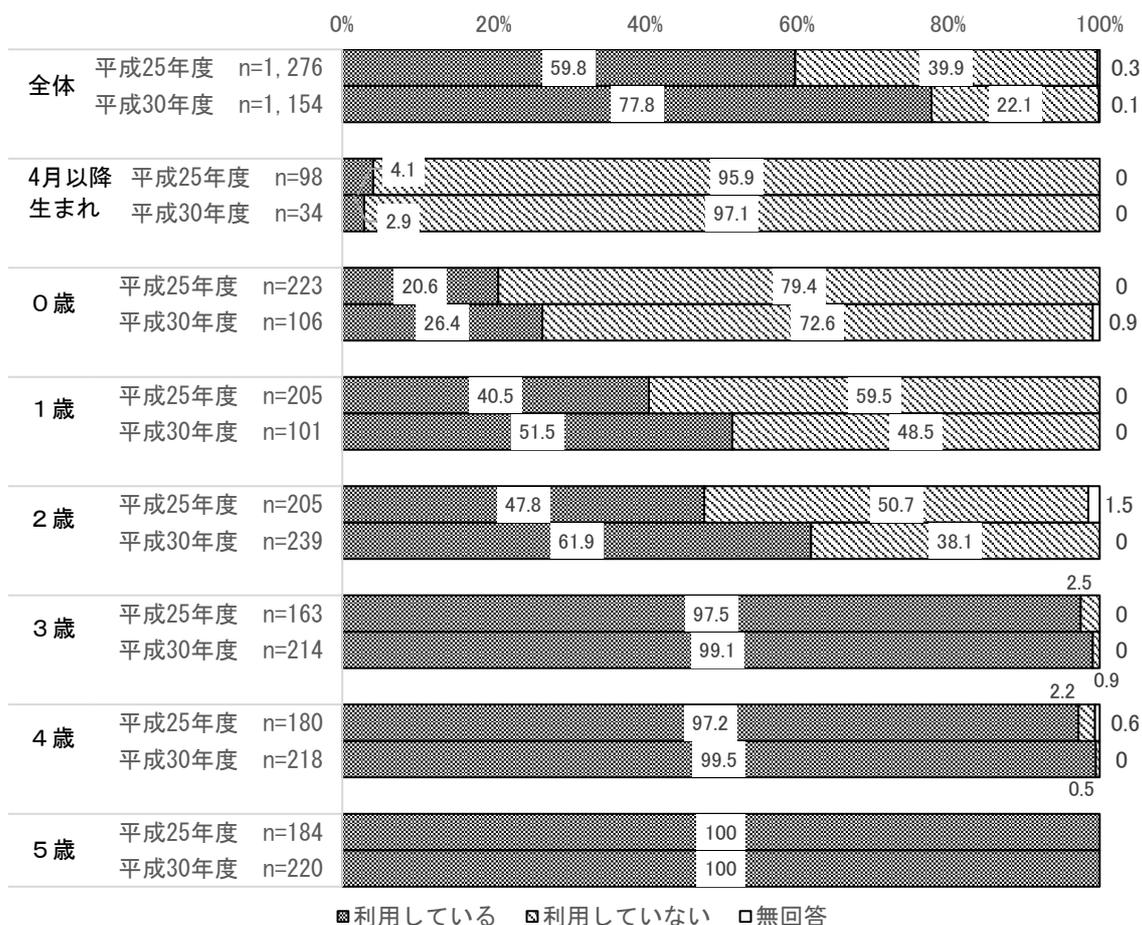
(3) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況と利用希望

① 利用状況

(就学前問20)

前回の調査に比べ、各年齢で利用率が高まっていますが、特に1歳、2歳で、10ポイント以上増えています。3歳以上の平日の定期的な教育・保育の事業の利用率は99%を超えています。

■ 利用状況

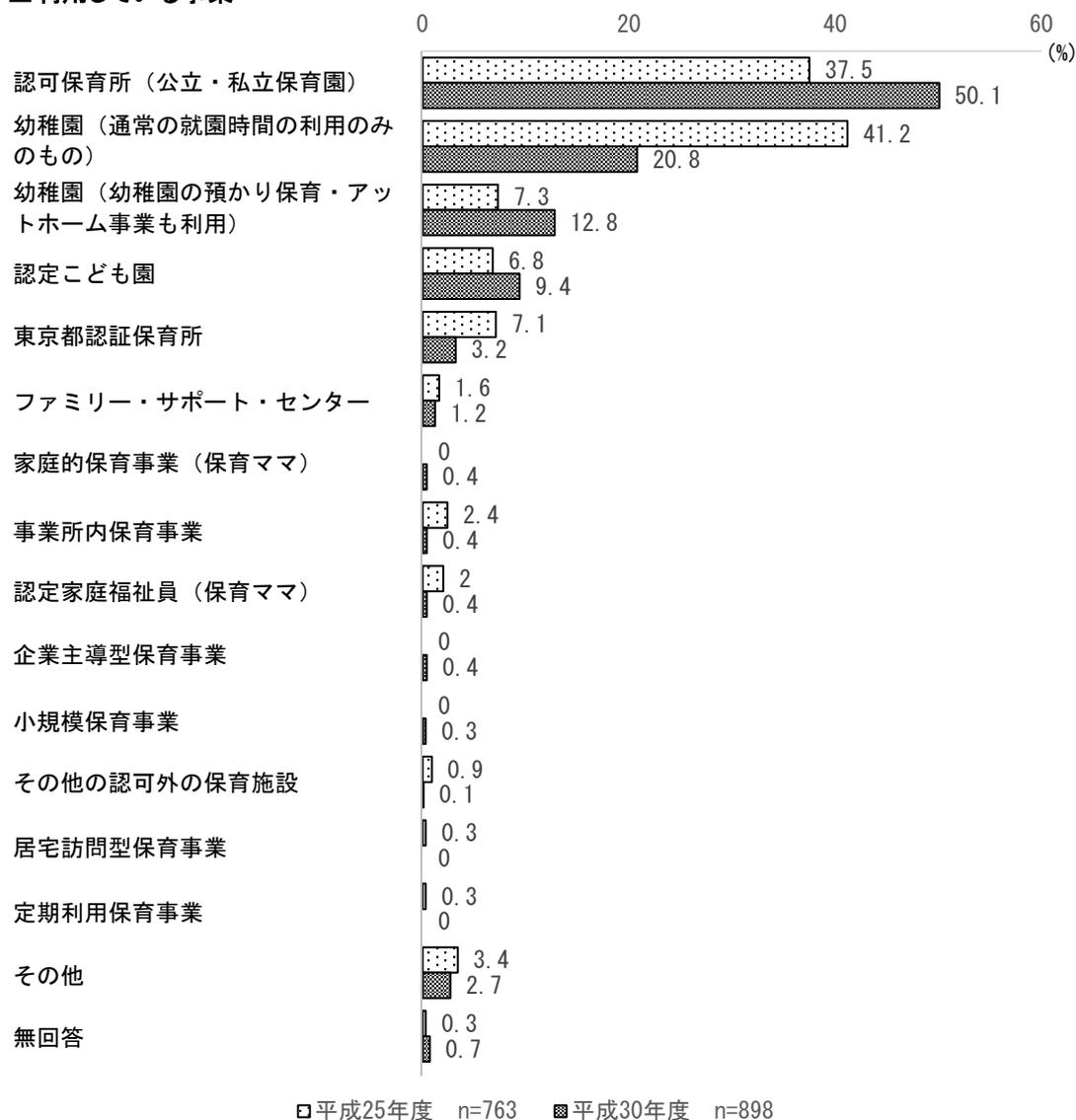


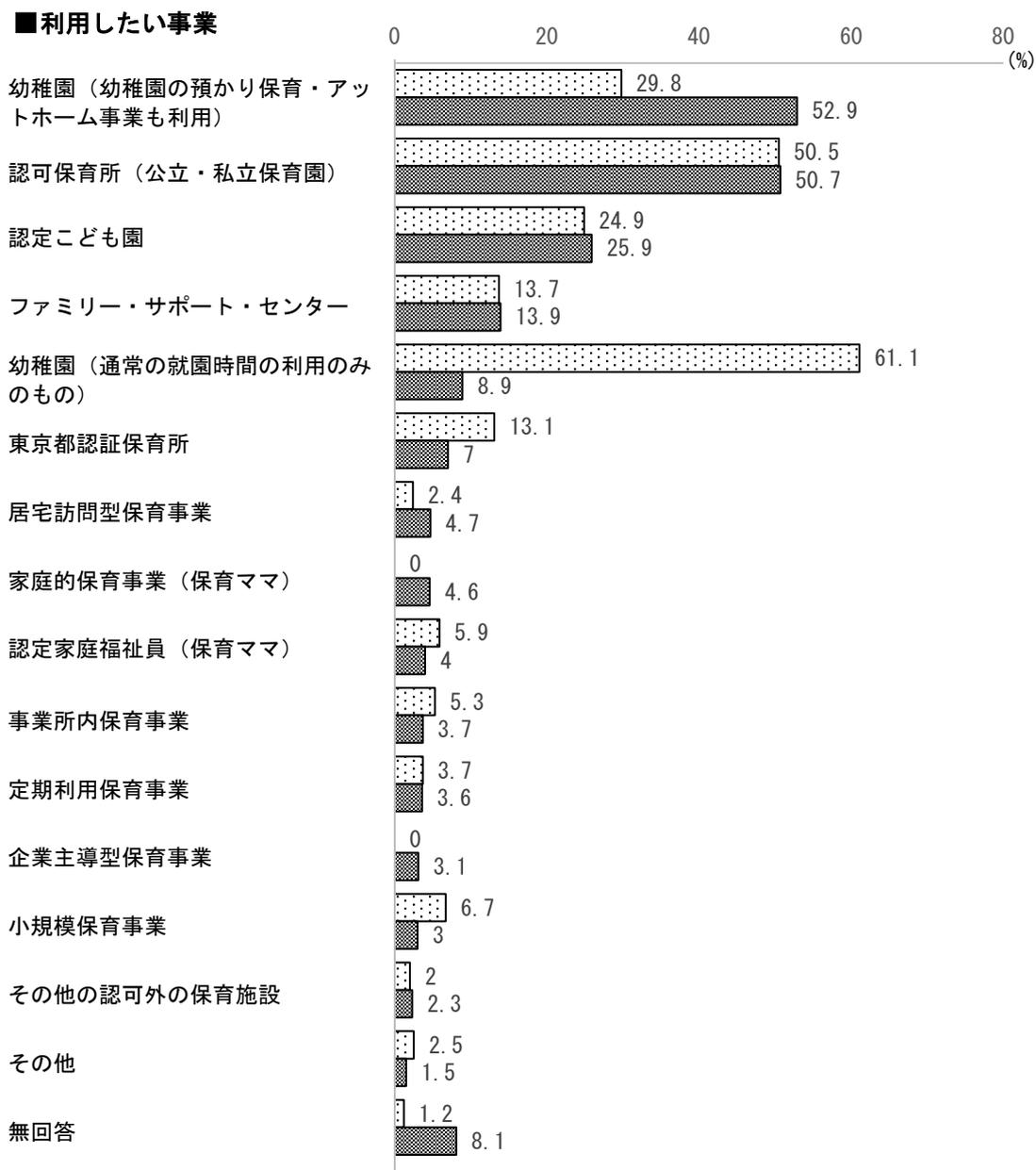
② 利用している事業と利用したい事業

(就学前問21 26)

利用している事業は、前回の調査に比べ、「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」がそれぞれ12.6ポイント、5.5ポイント、2.6ポイント増加しています。一方、「幼稚園」は、20.4ポイント減少しています。保護者の就労の拡大に伴い、保育ニーズが高まっていることが伺えます。利用している事業よりも利用したい事業の比率が高いのが、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」で、52.9%、25.9%、13.9%と、それぞれ40.1ポイント、16.5ポイント、12.7ポイント増加し、年齢の高い層の日常の保育と、緊急時の保育ニーズが高いことが伺えます。

■利用している事業





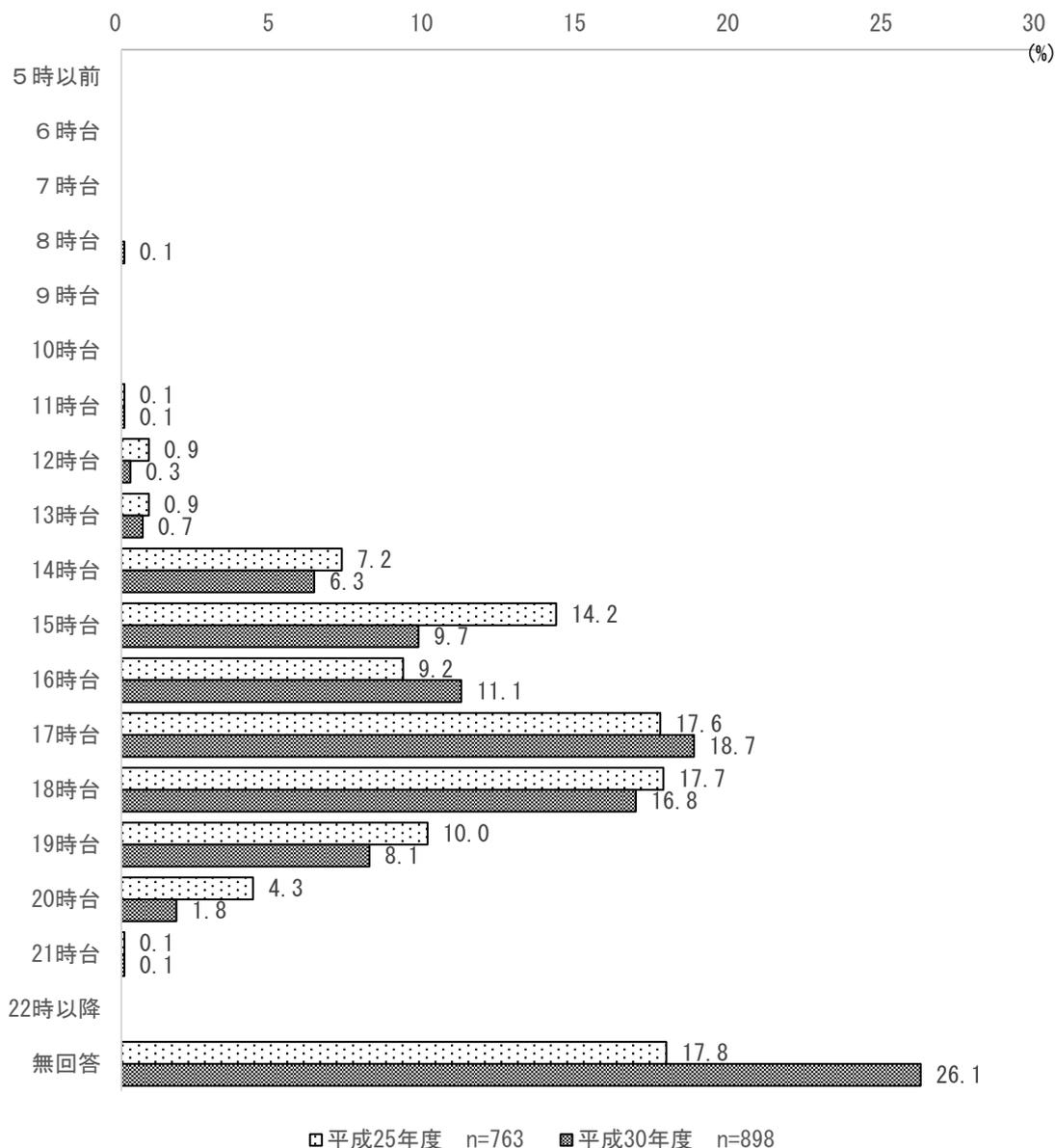
□平成25年度 n=1,276 ■平成30年度 n=1,154

③ 利用したい時間帯（終了時間）

（就学前問22）

今後利用したい時間帯の終了時間は、18時台～20時台が減少し、16時台～17時台の希望が増加しています。

■ 利用したい時間帯（終了時間）



(4) 各種支援事業の認知状況・利用状況・利用希望

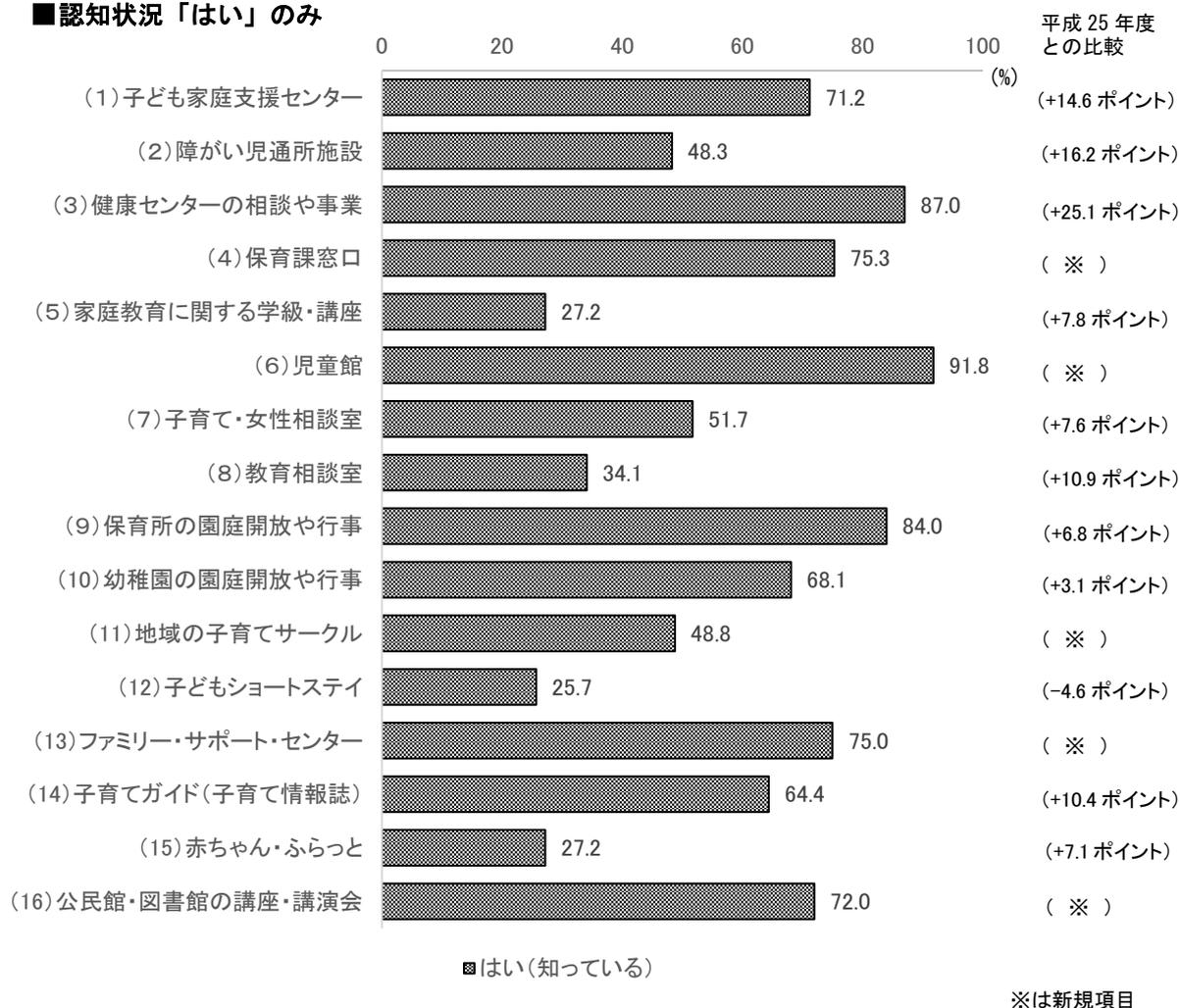
認知状況・利用状況・利用希望

(就学前問31)

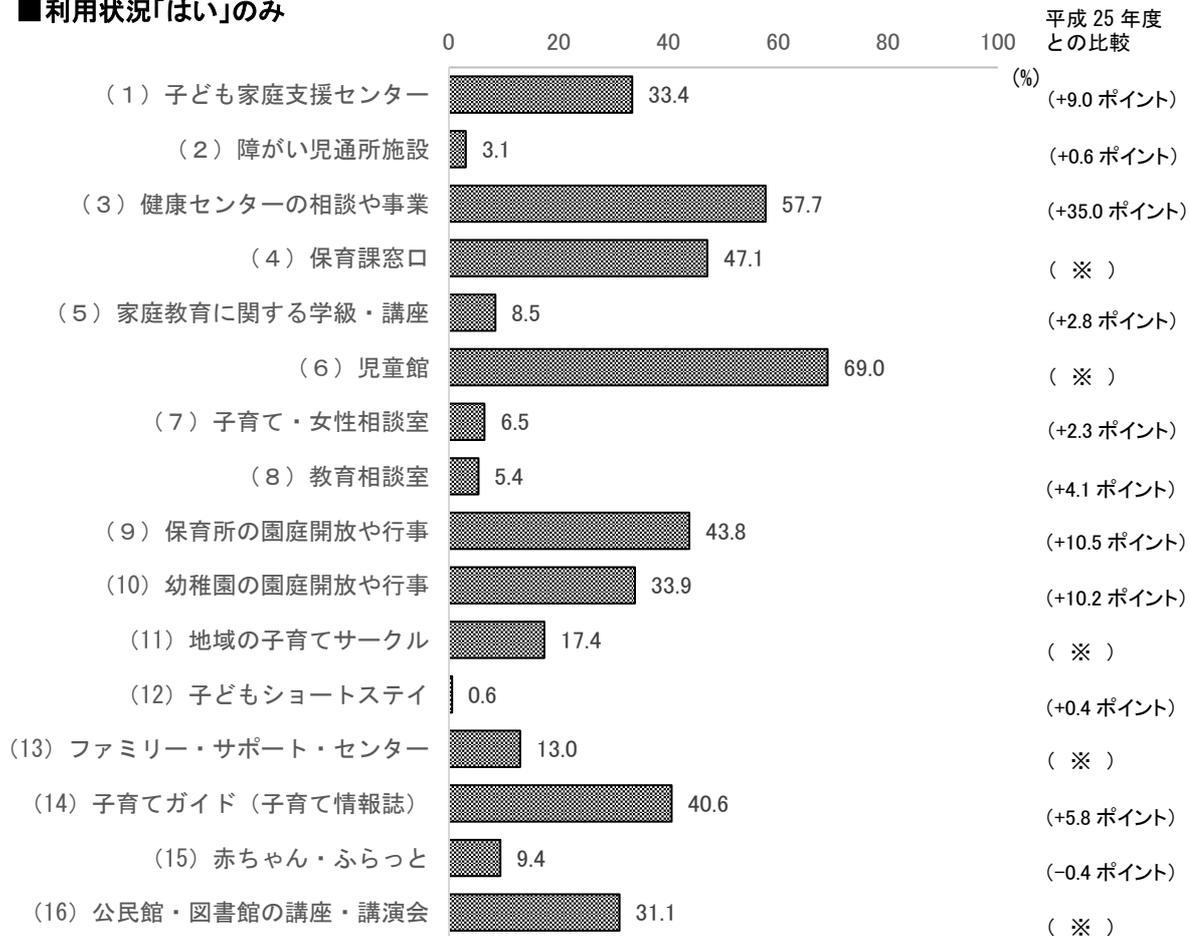
各種支援事業の認知状況、利用状況は、前回の調査と比較すると全般的に増加しています。特に「健康センターの相談や事業」が、認知状況で 25.1 ポイント、利用状況で 35.0 ポイント増えています。

今回追加した事業の認知状況のうち、4 項目で 70% を超え、「児童館」「保育課窓口」については、利用状況も 69.0%、47.1% と高くなっています。

■ 認知状況「はい」のみ



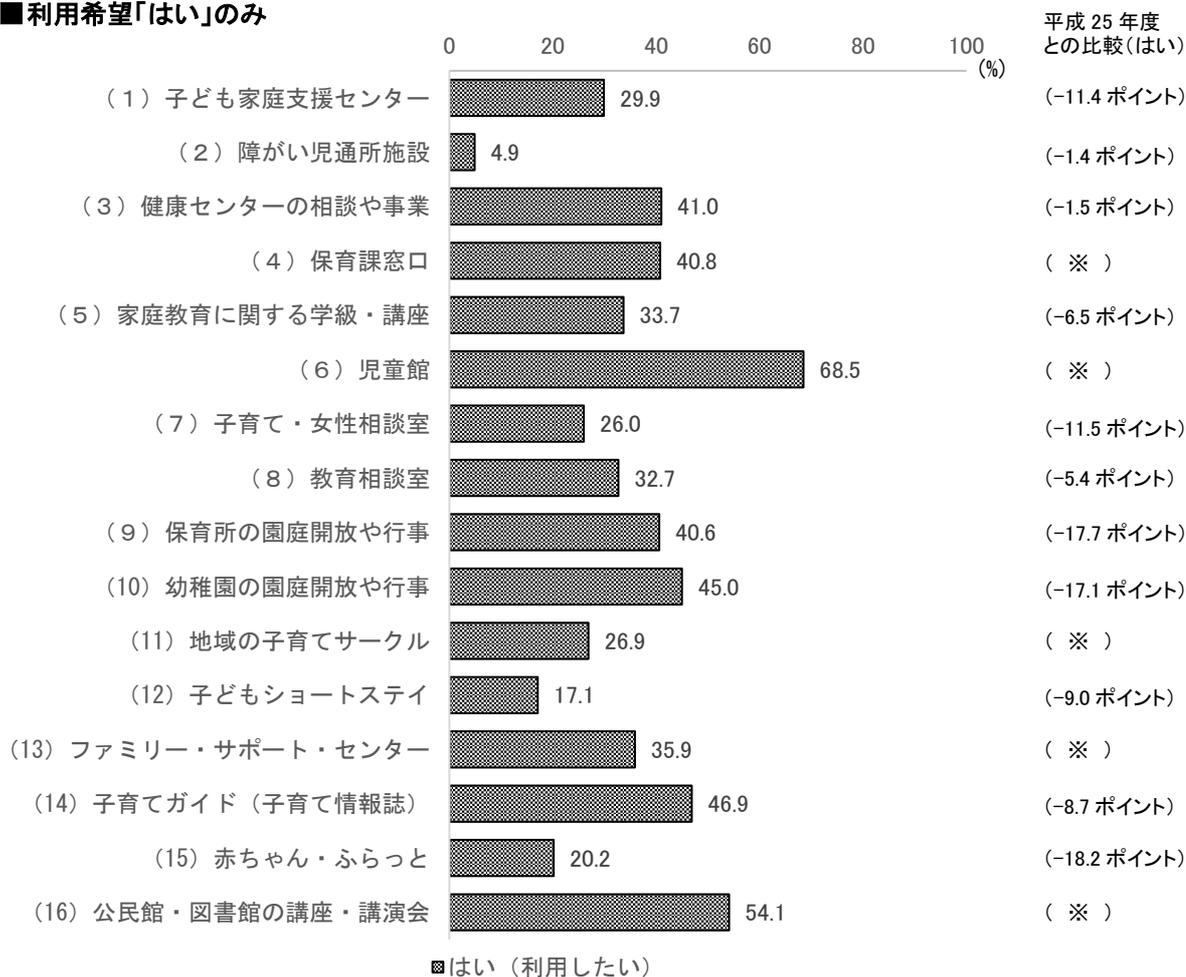
■利用状況「はい」のみ



■はい (利用したことがある)

※は新規項目

■利用希望「はい」のみ



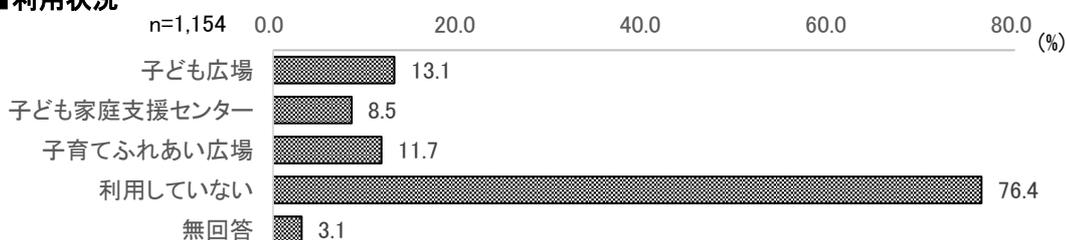
(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望

子ども広場などの利用状況と今後の利用希望

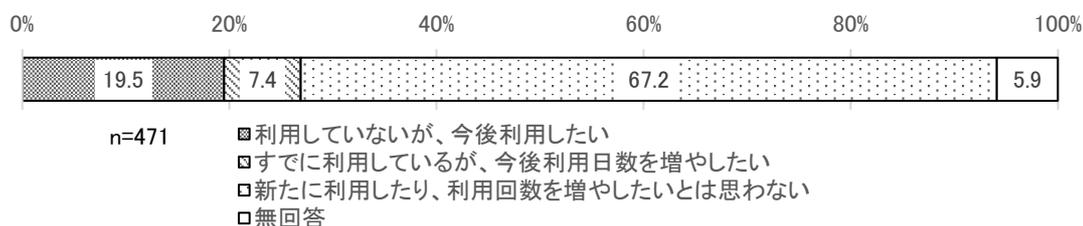
(就学前問29 30 30-1)

利用状況では、「利用していない」が76.4%と前回の調査と同様に高く、利用希望も「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」が67.2%と高くなっています。利用しない理由では、「保育所や幼稚園などを、定期的に利用している」が61.0%、「地域の子育てサークルに参加している」が28.6%と、定期的な教育・保育の事業の利用の増加が一因と考えられます。その他に、「自宅から遠い」「施設の内容や利用方法がわからない」などの回答も一定割合ありました。

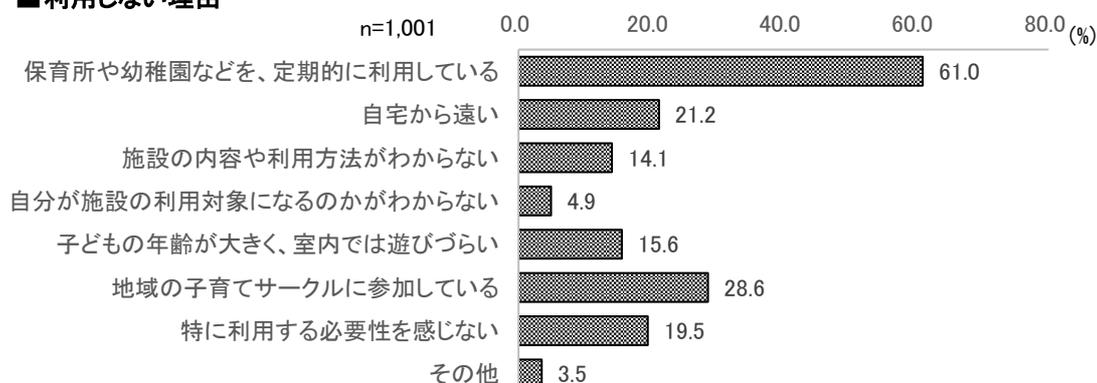
■利用状況



■利用希望



■利用しない理由

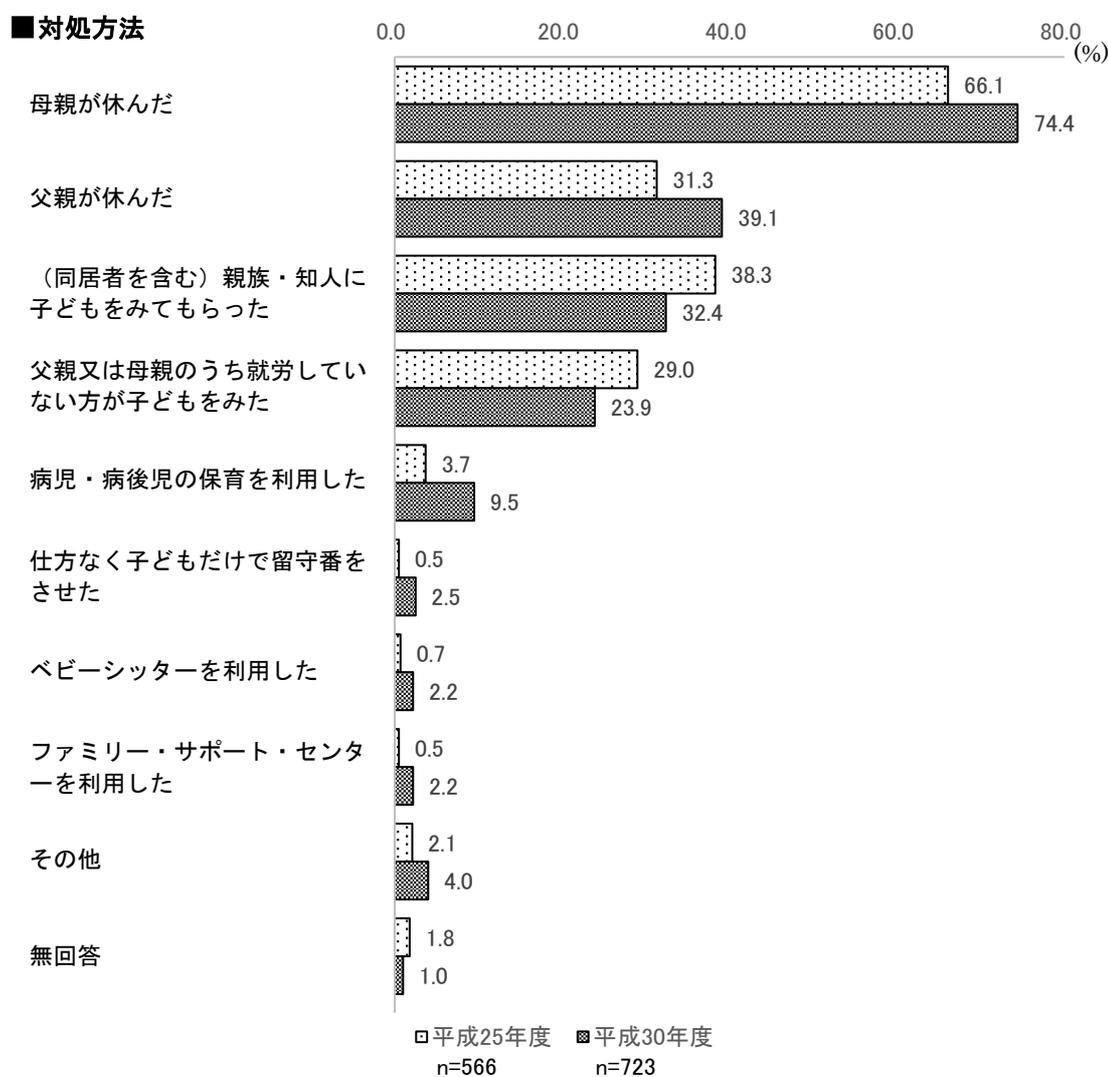


(6) 子どもの病気やケガの際の対応

① 通常の事業が利用できなかったことの有無と対処方法

(就学前問41 42)

通常の事業を利用している人の80.5%が、この1年間に子どもの病気やケガで利用できなかったと回答しており、前回の調査と比べ6.3ポイント増加しています。対処方法として「母親が休んだ」が最も多く74.4%、「父親が休んだ」が39.1%と次に多くなっており、前回の調査よりもそれぞれ8.3ポイント、7.8ポイント増加しています。一方、「親族・知人に子どもをみてもらった」「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が前回の調査と比べ、それぞれ5.9ポイント、5.1ポイント減少しています。

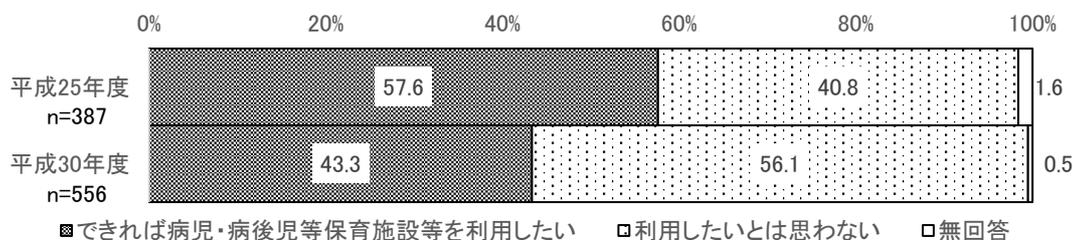


② 母親または父親が休んだ際の病児・病後児保育施設等の利用希望

(就学前問43)

前回の調査と比べ、「できれば利用したい」が14.3ポイント減少し、43.3%となっています。

■ 利用希望



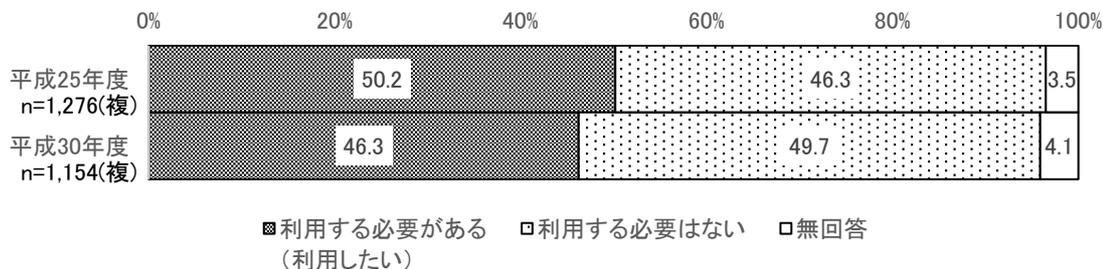
(7) 不定期の教育・保育の事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

① 一時預かりの利用状況・利用希望

(就学前問50)

利用状況では、「利用していない」が前回の調査と同様に79.5%となっています。今後の利用希望については、「利用する必要がある」が3.9ポイント減少し、46.3%となっています。

■ 利用希望



(8) 小学校就学後の放課後の過ごし方

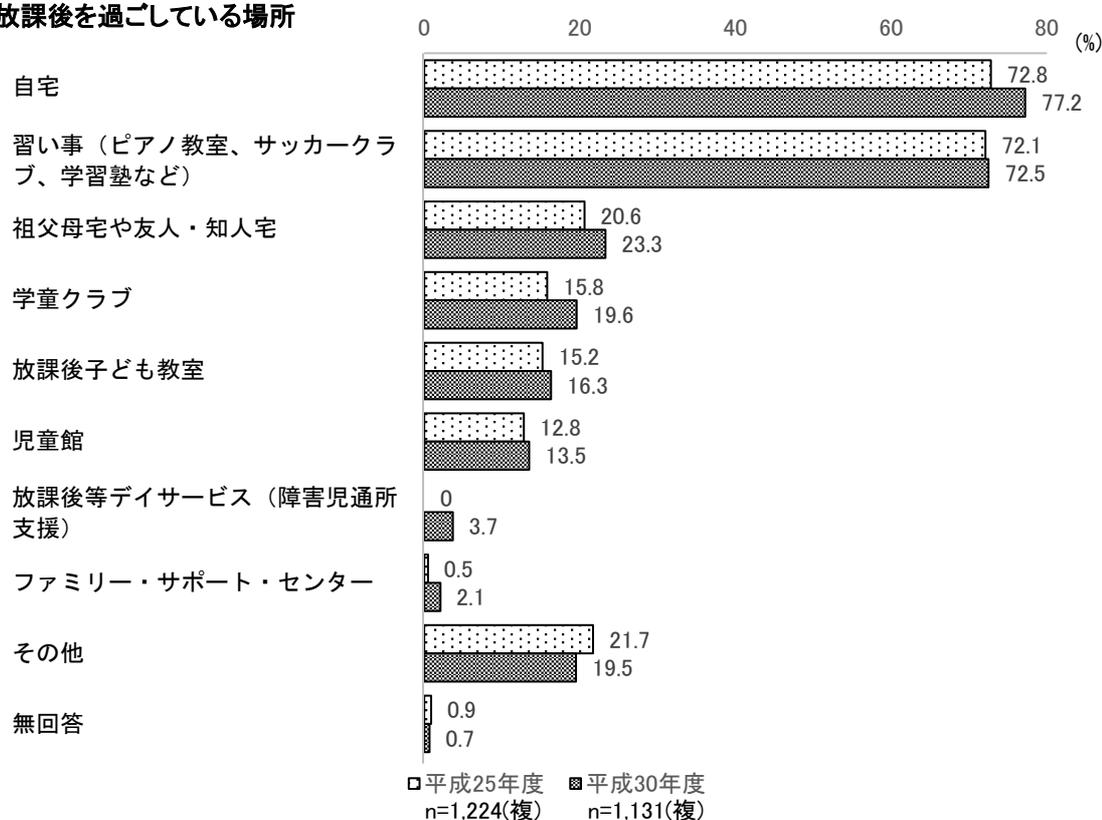
① 放課後の過ごし方と今後の過ごし方の希望

(就学問34 35)

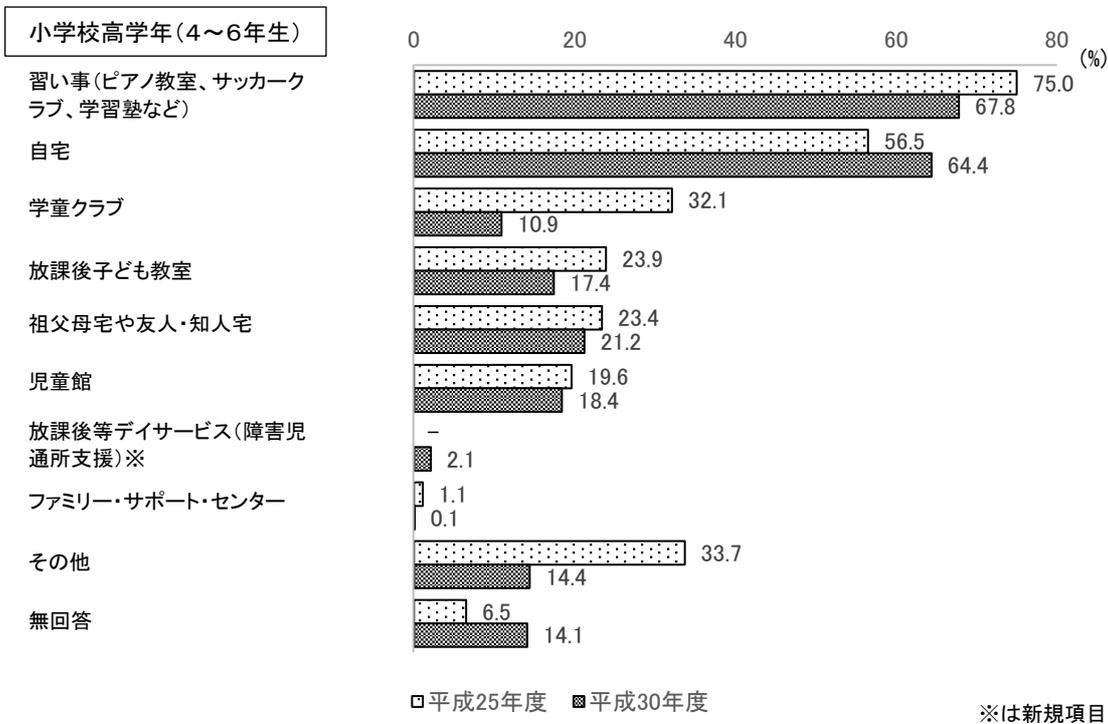
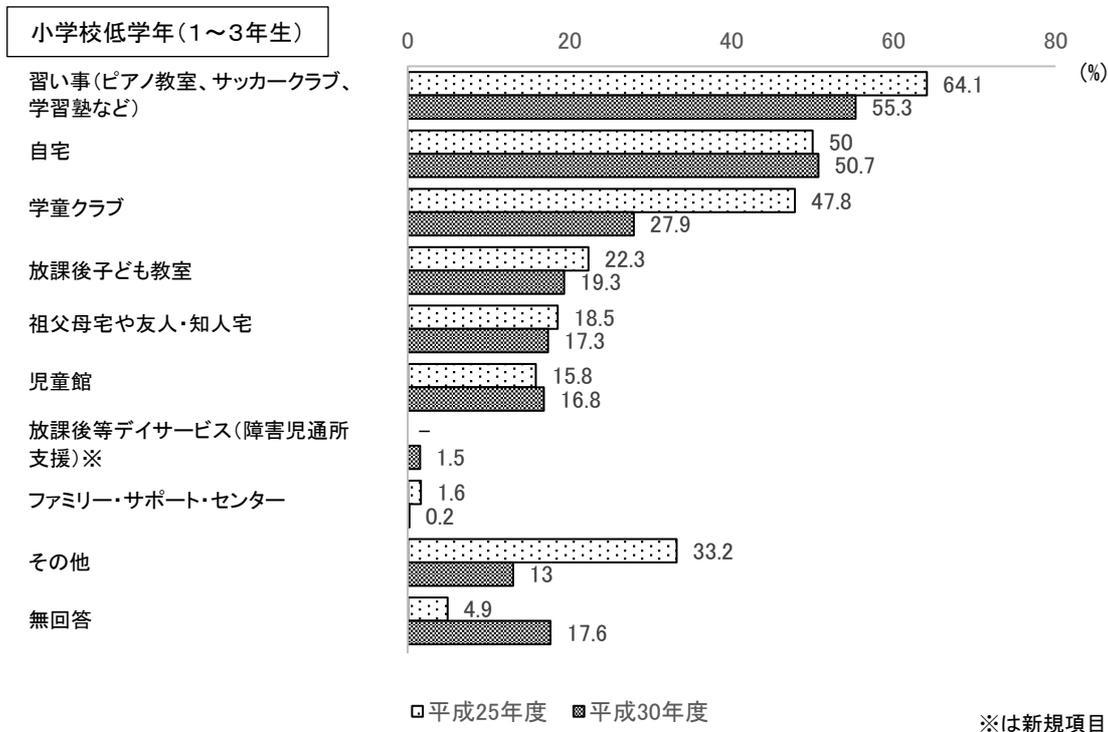
「自宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が前回の調査と同様に70%以上となっています。他の回答の割合もおおむね前回の調査と同様です。

今後の過ごし方の希望でも、低学年、高学年ともに自宅で過ごしたり、習い事をしたいとの回答が多くなっています。ただし、「学童クラブ」は低学年では27.9%と、高学年よりも17.0ポイント増え、「自宅」「習い事」は高学年が低学年に比べ、10ポイント以上増えています。

■放課後を過ごしている場所



■放課後を過ごさせたい場所



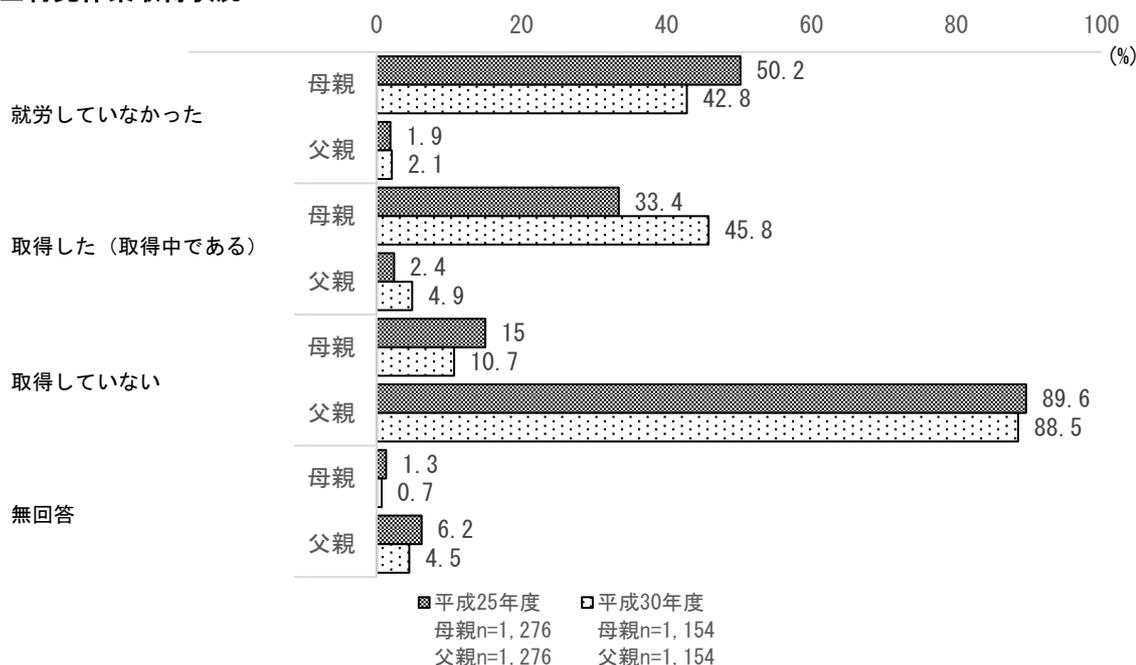
(9) 職場における両立支援制度について

① 育児休業取得状況

(就学前問57)

「育児休業を取得した」父親は 4.9%となっており、前回の調査と比べ、2.5 ポイント増加しています。また、「育児休業を取得した」母親は 45.8%となっており、12.4 ポイント増加しています。

■ 育児休業取得状況



② 育児休業を取得していない理由

(就学前問57)

■ 育児休業を取得していない理由

順位	母親	父親
1	子育てや家事に専念するため退職した 39.0% (52.6%)	仕事が忙しかった 36.2% (42.8%)
2	職場に育児休業の制度がなかった 14.6% (19.8%)	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 31.5% (34.5%)
3	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 13.8% (17.2%)	配偶者が育児休業を取得した 26.5% (22.7%)
4	仕事に戻るのが難しそうだった 9.8% (19.8%)	配偶者が働いていないなどの理由で、育児休業を取得する必要がなかった 25.2% (35.3%)
5	仕事が忙しかった 8.9% (9.4%)	収入減となり、経済的に苦しくなる 22.0% (27.1%)

※上位5位、()は平成25年度ニーズ調査の結果

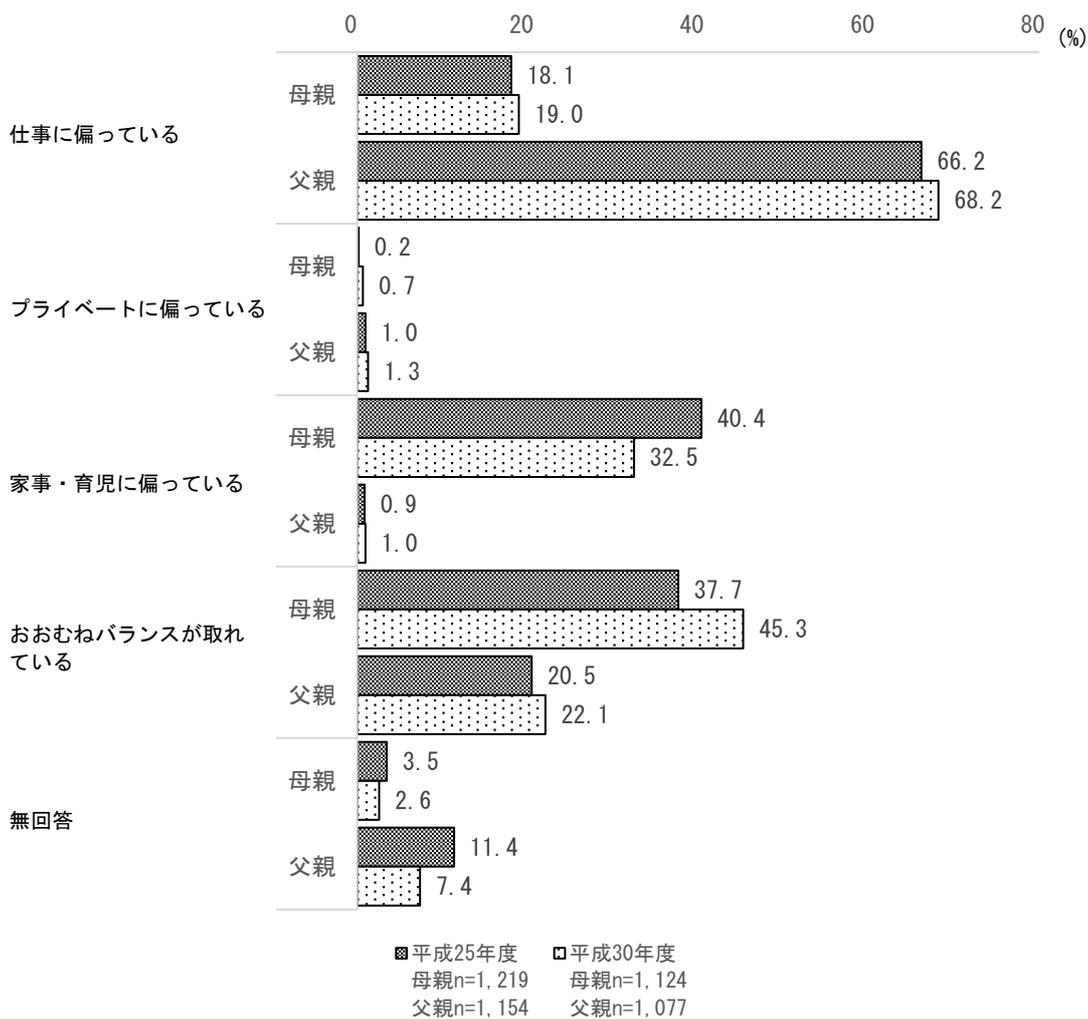
(10) 「仕事時間」と「家事（育児）の時間」、「プライベートの時間」のバランス

(就学児43)

母親は、前回の調査と比べ、「家事・育児に偏っている」が7.9ポイント減り、「おおむねバランスが取れている」が7.6ポイント増えています。

父親は前回の調査とほぼ同様ですが、「おおむねバランスが取れている」が1.6ポイント減り、「仕事に偏っている」が2.0ポイント増えています。

■「仕事時間」と「家事（育児）の時間」、「プライベートの時間」のバランス



4 第一期計画の評価と課題

第一期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み¹⁾に対する確保方策²⁾を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

第二期計画の策定に当たり、第一期計画における施策の評価を行うとともに、ニーズ調査の結果も踏まえ、課題を整理しました。

(1) 乳幼児期の教育・保育

乳幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査などで把握した利用希望を踏まえて、均衡が取れた乳幼児期の教育・保育の提供が行えるよう、関係施設と連携しながら、確保方策の達成に努めています。

① 1号認定【3歳～5歳教育認定：認定こども園・幼稚園】^{→3}

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3歳から5歳までで、保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分。					
量の見込み	2,719人	2,751人	2,768人	2,774人	2,765人
確保方策	3,141人	3,085人	3,030人	3,030人	3,030人
結果	3,132人	3,079人	3,104人	3,112人	—

② 2号認定【3歳～5歳保育認定：認定こども園・幼稚園アットホーム事業・保育所】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3歳から5歳までで、保育の必要性がある認定区分。					
量の見込み	2,123人	2,148人	2,162人	2,166人	2,161人
確保方策	2,134人	2,223人	2,278人	2,278人	2,278人
結果	2,139人	2,276人	2,502人	2,557人	—

¹⁾ 量の見込み 計画期間の各年度において、施設や事業を利用すると想定される人数や量（件数や回数）。

²⁾ 確保方策 量の見込みに対応する施設や事業で確保する人数や量（件数や回数）。

³⁾ 認定 認定については P.55 を参照。

③ 3号認定【0歳～2歳保育認定：認定こども園・保育所・地域型保育事業所】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0歳児の保育の必要性がある認定区分。					
量の見込み	383 人	383 人	384 人	384 人	383 人
確保方策	353 人	377 人	395 人	395 人	395 人
結果	334 人	357 人	404 人	397 人	—
1・2歳児の保育の必要性がある認定区分。					
量の見込み	1,542 人	1,534 人	1,537 人	1,539 人	1,540 人
確保方策	1,247 人	1,400 人	1,544 人	1,544 人	1,544 人
結果	1,219 人	1,305 人	1,511 人	1,521 人	—

評価と課題

平成 27 年度以降、認可保育所 16 施設及び小規模保育事業 2 施設の新設等により、3号認定の0歳児は確保方策を達成し、3号認定の1・2歳児についても令和元年度に達成を見込んでいます。しかしながら、平成 31 年 4 月 1 日時点において、待機児童が発生しているのは、大規模開発等により、地域間で保育ニーズに差が生じたことなどによるものです。

一方、1号及び2号認定については確保方策を達成しているものの、ニーズ調査の結果から、3歳児以上でも保育ニーズが高まっていることが伺えることから、認可保育所などの新設だけでなく、幼稚園での預かり保育や認定こども園の拡充などの検討が必要です。

第二期計画では、教育・保育の内容、地域特性などのニーズと量の変化を早期に把握するとともに、引き続き就労状況に応じた利用しやすい事業の整備を進めることが必要となります。また、保育士の確保に加え、保育の質の維持向上に努めることや、保護者のニーズや要望を共有し対応していくためにも、既存施設間の連携の強化が課題です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業（新規）

教育・保育施設等の利用や子育て支援に関する情報を集約し、保護者などからの相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連携を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
結果	1か所	1か所	1か所	1か所	—

評価と課題

市の保育課に窓口を設け、施設・事業種別ごとの様々なサービスの内容や利用に係る手続き等の情報提供を、各家庭の状況に沿い行うことができました。今後も、窓口の一層の周知と、相談・助言など対応の質、利便性の向上に努めるとともに、関係機関との連携・情報共有を図ることなどが重要です。

② 地域子育て支援拠点事業（子ども広場事業）

地域子育て支援拠点事業（子ども広場事業）は、専門のスタッフが常駐する中で、子育てに関する相談、子育て中の保護者の交流の場や地域の子育て情報提供、講習会の実施などを行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	14,966 人回	14,909 人回	14,942 人回	14,960 人回	14,960 人回
確保方策	14,966 人回	14,909 人回	14,942 人回	14,960 人回	14,960 人回
結果	15,890 人回	15,841 人回	14,385 人回	15,062 人回	—

評価と課題

保護者の交流の場や、常駐スタッフによる子育てに関する講座や遊びの提供を通して、おおむね必要量に対するサービスを提供することができました。

一方で、ニーズ調査の結果では、事業を利用していない理由として、自宅から遠いことや施設の内容や利用方法がよくわからないといった回答が見られました。地域的なバランスと事業の周知を図ることが課題です。

③ 妊婦健康診査事業

すべての妊婦が健康診査を受診できるように支援を行っています。安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を推進しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1,552 人	1,553 人	1,558 人	1,558 人	1,554 人
確保方策	実施場所: 東京都内の各医療機関(各医師会と契約している医療機関及び、個別契約医療機関)、東京都外の医療機関及び助産所については、償還払いにて対応。				
結果	1,563 人	1,510 人	1,503 人	1,489 人	—

評価と課題

妊娠届を提出したすべての妊婦に対して、母子健康手帳の受け渡し時に交付する妊婦健康診査受診票により、受診勧奨を実施しました。医療機関で指定の検査を受診できることから、受診率は高くなっていますが、未受診者をさらに減少させ、すべての妊婦が受診できるよう、さらなる受診勧奨が必要です。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月を迎える日までの乳児がいるすべての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問しています。対象家庭すべての養育環境の把握に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1,518 人	1,519 人	1,524 人	1,524 人	1,520 人
確保方策	実施体制: 10 人 実施機関: 健康推進課(新生児訪問指導員、母子保健推進員委託)				
結果	1,641 人	1,599 人	1,444 人	1,693 人	—

評価と課題

子育ての孤立化を防ぐことなどを目的に、生後4か月を迎える日までの乳児がいるすべての家庭訪問を実施しており、訪問実施率は96%を超えています。実施できなかった家庭について、3～4か月児健診時に実施する子育てアンケートにより状況を把握し、市の子育てに関する情報を提供することが必要です。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育を確保することを目的としています。保健医療などの関係機関と連携して、迅速かつ的確な支援に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	335 件	335 件	337 件	337 件	336 件
確保方策	実施体制:117 人 実施機関:健康推進課、子ども家庭支援センター、委託業者				
結果	634 件	304 件	234 件	153 件	—

評価と課題

養育支援が必要な家庭に対し、訪問相談やヘルパーの派遣などを行いました。結果は、量の見込みを下回りましたが、おおむね必要量に対するサービスを提供できました。

引き続き、健康推進課の保健師と子ども家庭支援センター職員の連携強化を図り、児童虐待の未然防止につなげる必要があります。

⑥ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

保護者の病気や仕事等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもに対し、市が委託する児童福祉施設で子どもを預かり、養育します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	164 人日	164 人日	166 人日	166 人日	166 人日
確保方策	361 人日	362 人日	361 人日	361 人日	361 人日
結果	362 人日	362 人日	361 人日	361 人日	—

評価と課題

3市（小平市・国分寺市・東村山市）で共同して費用を負担し、受入れ体制を整備しました。1日4人までの受入れ（3市合計）枠を確保し、計画どおり量の確保を行うことができました。

保護者による養育が困難なときに子どもを一時的に預かる事業であるため、引き続き、受入れ可能な体制を確保する必要があります。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児の放課後の利用部分のみ）

地域において育児（0歳（生後57日）～小学校6年生）の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、会員相互による育児の援助活動を支援します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	1,740人日	1,800人日	1,849人日	1,864人日	1,897人日
確保方策	1,660人日	1,780人日	1,900人日	2,020人日	2,140人日
結果	1,728人日	2,225人日	1,768人日	1,344人日	—

評価と課題

利用会員と提供会員のマッチング、利用会員登録説明会や提供会員養成講座などを実施しました。平成29年度から確保方策を下回りましたが、おおむね必要量に対するサービスを提供できました。

今後は、ニーズの増加が見込まれる地区があることや、提供会員の高齢化による退会者が増えてきている状況を踏まえ、より一層、提供会員の確保に取り組むことが必要です。

⑧ 一時預かり事業

認定こども園や幼稚園の在園児を対象とした、認定こども園での長時間利用、幼稚園アットホーム事業に加え、認可保育所による一時預かりや緊急一時保育、ファミリー・サポート・センターで、一時預かりを実施しています。

■認定こども園・幼稚園における預かり保育

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の 見込み	1号認定(幼稚園の預かり保育)	39,537人日	39,925人日	40,190人日	40,285人日	40,141人日
	2号認定(定期的な利用)	107,497人日	108,743人日	109,464人日	109,723人日	109,330人日
	合計	147,034人日	148,668人日	149,654人日	150,008人日	149,471人日
確保方策		158,235人日	158,235人日	158,235人日	158,235人日	158,235人日
結果		166,705人日	166,560人日	178,119人日	190,535人日	—

評価と課題

認定こども園での長時間利用、幼稚園アットホーム事業とその他の預かり保育事業を含め、認定こども園と幼稚園の全15園で実施し、利用希望に対して十分な対応ができました。ニーズ調査の結果から、今後、2号認定のニーズの増加が見込まれるため、ニーズ量を的確に把握し、これに応えられるよう既存施設との連携を推進し、定員、利用時間帯、利用日の拡大を図ることが必要です。

■ 認定こども園・幼稚園在園児以外の預かり保育

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	17,555 人日	17,488 人日	17,520 人日	17,547 人日	17,547 人日
確保方策	16,445 人日	17,631 人日	17,946 人日	18,162 人日	18,495 人日
結果	16,353 人日	17,991 人日	19,473 人日	19,073 人日	—

評価と課題

認可保育所での一時預かり事業、公立保育園での緊急一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業全体で、増加するニーズへの対応を行いました。引き続き、既存施設との連携による定員の確保と事業の周知を図るとともに、利便性向上が求められています。

⑨ 延長保育事業

各施設によって時間は異なりますが、すべての認可保育所、認証保育所で延長保育を行い、利用者のニーズに対応しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	1,792 人	1,800 人	1,807 人	1,810 人	1,807 人
確保方策	2,895 人	2,883 人	2,883 人	2,883 人	2,883 人
結果	3,007 人	3,280 人	3,701 人	3,698 人	—

評価と課題

認可保育所の新設に伴い、延長保育の確保定員も増えていきます。一方、ニーズ調査の結果では、18時以降の利用希望は減少傾向であることから、現状で量の見込みに対応できると捉えています。引き続き、利用者のニーズ把握が必要です。

⑩ 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関に併設する保育施設で保育士や看護師などが一時的な預かりを実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	2,212 人日	2,222 人日	2,231 人日	2,234 人日	2,231 人日
確保方策	2,440 人日	2,428 人日	2,456 人日	2,440 人日	2,456 人日
結果	2,328 人日	2,370 人日	2,314 人日	2,332 人日	—

評価と課題

病児・病後児保育事業は、市内の東西の2か所で、一日の合計定員10名により実施しています。利用者数は、平成27年度の997人から平成30年度の1,152人へと、年々増加しています。一方、ニーズ調査の結果では、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもの看護は、保護者自身で行いたいという意向が表れており、病児・病後児保育事業の利用意向も前回の調査と比較し減少していることから、現状で今後も量の見込みに対応できると捉えています。

手続きの簡素化の検討を進め、今後も既存施設と連携しながら、事業のさらなる周知と利便性の向上が求められています。

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
低学年					
量の見込み	1,284 人	1,323 人	1,351 人	1,378 人	1,396 人
確保方策	1,220 人	1,300 人	1,340 人	1,380 人	1,420 人
結果	1,220 人	1,280 人	1,350 人	1,410 人	—
高学年					
量の見込み	64 人	65 人	64 人	66 人	68 人
確保方策	64 人	65 人	64 人	66 人	68 人
結果	64 人	65 人	64 人	66 人	—

評価と課題

学童クラブ事業は、学校校舎の増築に併せて学童クラブ室を整備できたことなどにより、当初の計画の2割以上を上回る定員を確保できる見込みです。

しかしながら、共働き家庭の増加等により、第一期計画の期間中、実際の学童クラブへの入会者数は量の見込みを上回って推移しました。

第二期計画においても、入会者数に影響を及ぼす環境の変化があれば、さらなる施設整備が必要です。また、開所時間の拡大や子どもへの体験・活動の提供などのニーズが増えており、子どもの多様な居場所づくりが求められています。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況を勘案して保護者が支払うべき日用品、文房具などの購入に要する費用などを助成しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取組内容	なし	対象者 2 名に対し、助成を行いました。	対象者 4 名に対し、助成を行いました。	対象者 4 名に対し、助成を行いました。	—

評価と課題

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、実費徴収に係る補足給付を行ってきました。今後、国の制度、東京都や他自治体の実施内容を踏まえながら、事業を進めることが必要です。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究など、多様な事業者の能力を活用した施設の設置、運営を促進する事業です。

評価と課題

国が想定している、新規参入事業者に対する市の支援チーム（保育士 0B 等の事業経験のある者で構成）による巡回支援事業は実施していませんが、事業開始前における各種手続きに関する支援や小規模保育事業の連携施設のあっせんなどを実施しています。さらに、毎月、私立保育園の園長会等を通じた相談・助言・情報交換等を行うことで、事業者の保育事業を支援しています。

引き続き、多様な主体の事業者の参入により、特色のある保育の事業展開を進めるため、認可保育所等と連携し、新規参入事業者への支援を行うことが必要です。

(3) 第一期計画全事業の総括

第一期計画では、「乳幼児期の教育・保育」の区分ごとの必要利用定員、「地域子ども・子育て支援事業」13事業の提供体制の確保に向け、取り組んできました。子どもの人口が微増傾向にある中で、多くの事業について、計画どおり「量の見込み」、「確保方策」を達成することができました。

また、「量の見込み」、「確保方策」のいずれか一方を達成できた事業も合わせ、おおむねニーズに対するサービスの提供ができており、順調に計画の推進を図ることができました。

しかしながら、子育て支援をめぐる社会状況はめまぐるしく変化しており、市民ニーズもより一層多様化する中、さらなる課題も見えてきています。

保育・教育施設では、依然として待機児童はあるものの、地域によっては充足しつつあり、令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化の影響や近い将来の少子化も踏まえて、供給量とのバランスに配慮したきめ細かな対応が必要となります。

また、保育ニーズの高まりの一方で、在宅での子育てや乳幼児期の子育て家庭に対する支援も重要であり、育児の不安や孤立感を解消する相談や交流の場の提供をはじめ、地域全体で子育てを支える環境の整備が必要です。

就学児童については、共働き世帯の増加などに伴って、学童クラブの入会児童数が年々増加しています。小平市ではこれまで、待機児童を出さずに対応してきましたが、延長保育の拡充や、法が要請する高学年児童の受入れ、さらには、児童の放課後の過ごし方への多様化するニーズにどう応えていくかが課題です。

これらの課題を踏まえ、第二期計画における施策の推進を図る必要があります。



第3章 計画の基本理念と基本的な視点

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点

1 基本理念

第一期計画を継承するとともに、小平市が子ども・子育て支援を推進するに当たり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら

次代を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会や、子育て家庭が安心していきいきとした生活を送れる環境の整備を目指して、子ども・子育て支援を推進していきます。

2 基本的な視点

1 様々な子育て家庭を支える視点

子どもは、これからの未来を担っていく存在です。子どもが安全で健康的な日々を過ごし成長していけるよう、子育て家庭を支えることが必要です。

また、就労形態の多様化などにより、保護者の求めるニーズも様々です。すべての子育て家庭が十分な支援を受け、子どもも保護者もみんなですくすくと成長していけるよう「様々な子育て家庭を支える視点」が大切です。

2 安全・安心な子育てができる環境をつくる視点

近年、子育ての負担や不安、孤立感は大きなものになっています。しかし、子育ては本来、子どもの日々の成長とともに、喜びや感動をもたらすものです。保護者が子どもの成長や子育てに感動し、楽しみや生きがいを感じることができるよう「安全・安心な子育てができる環境をつくる視点」が大切です。

3 地域で子育てを支える視点

子育てにおける地域の役割は重要です。子育て家庭の保護者が悩み、孤立し、それが子どもへの虐待などにつながらないよう、地域で見守り支えることが大切です。地域が子育てに関わり近隣関係の希薄化が改善されることで、保護者の負担が和らぎます。地域全体で子育ての感動を分かち合い、笑顔があふれるまちになるよう「地域で子育てを支える視点」が大切です。

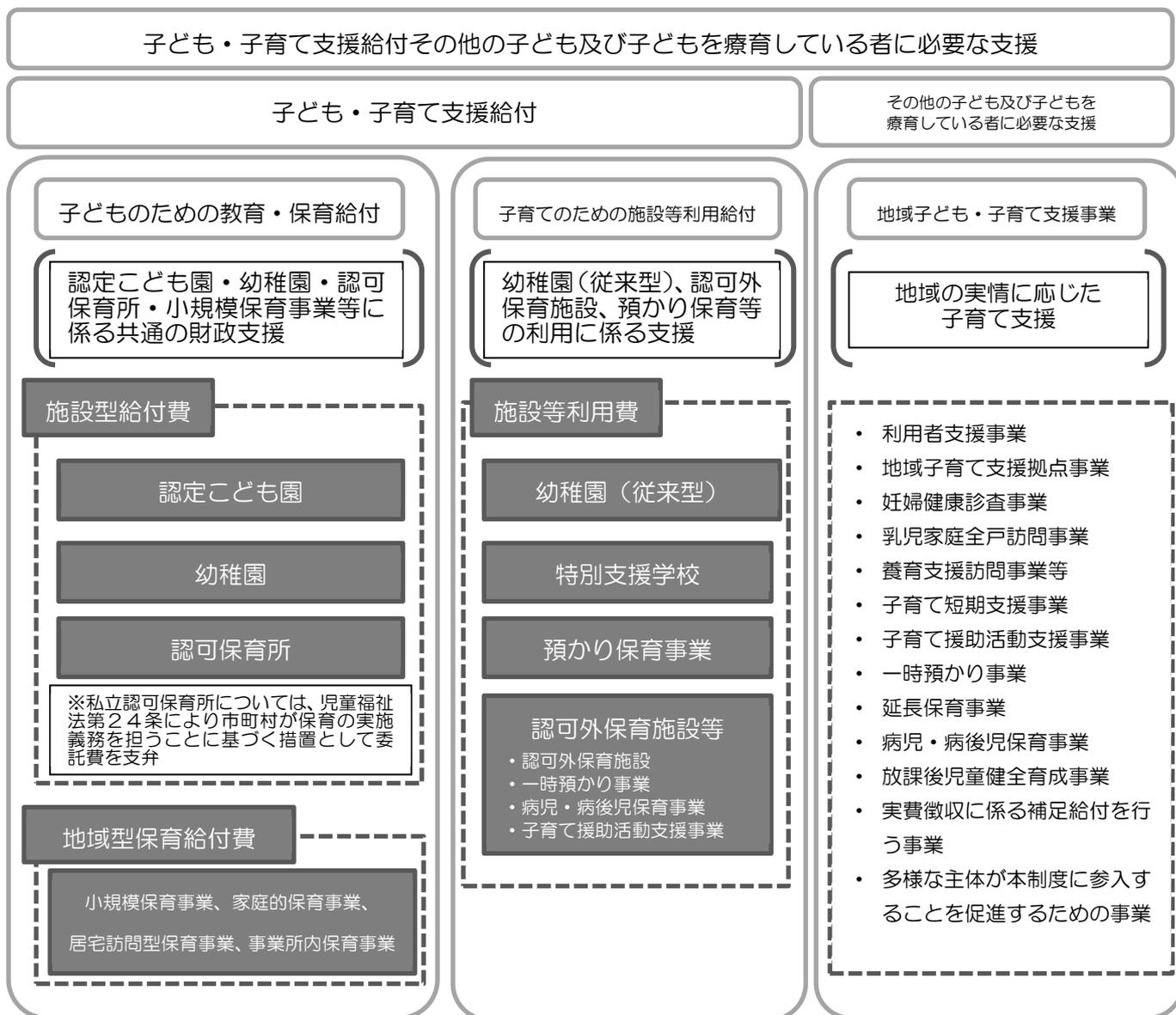
第4章 施策の展開

- 1 子ども・子育て支援新制度の概要
- 2 基本事項
- 3 次世代育成支援の主な取組

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 乳幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及促進が図られ、待機児童対策として地域型保育事業が新設されました。令和元年10月から、子育てのための施設等利用給付が加わり、幼稚園（従来型）や認可外保育施設等の利用者に対する施設等の利用にかかる支援が新設されました。乳幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要は、以下のとおりです。



(2) 子どものための教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園、認可保育所等において特定教育・保育等を受ける場合に必要となる認定となります。認定区分は次の3つとなります。

認定区分	対象となる子ども		利用施設
1号認定 教育認定	満3歳以上	教育のみを必要とする	・新制度に移行した幼稚園 ・認定こども園(教育部分)
2号認定 保育認定	満3歳以上	教育および保育、または保育を必要とする	・認定こども園(教育部分および保育部分) ・認可保育所 ・地域型保育事業 ・企業主導型保育事業(地域枠)
3号認定 保育認定	満3歳未満		

(3) 子育てのための施設等利用給付認定

子ども・子育て支援施設を利用し、特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費の支給を受ける場合に必要となる認定となります。認定区分は次の3つとなります。

認定区分	対象となる子ども		子ども・子育て支援施設(事業)
1号認定 教育認定	満3歳以上	幼稚園利用を必要とする	・従来型(新制度未移行)幼稚園 等
2号認定 保育認定	「クラス年齢 ^{→1} 」が3歳から5歳の子ども	保育を必要とする事由があり、預かり保育事業等を利用する	・従来型(新制度未移行)幼稚園 ・東京都認証保育所 ・認定家庭福祉員 ・認可外保育施設 ・認定こども園、新制度移行幼稚園 (教育・保育給付認定1号での施設利用に加え、預かり保育等を利用し、保育を必要とする事由がある方のみ) ・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業(保育部分)、病児・病後児保育事業 等
3号認定 保育認定	「クラス年齢 ^{→1} 」が0歳から2歳の子ども ※市民税非課税世帯のみ対象		

^{→1} クラス年齢 対象年度における4月1日時点での年齢。

(4) 保育を必要とする事由など

保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、次の3点を考慮することとなっています。

① 保育を必要とする事由

保育認定（2号認定、3号認定）を受けるためには、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院などを行っている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

② 保育の必要量

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

必要量の区分	対 象
「保育標準時間」利用	フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）
「保育短時間」利用	パートタイム就労を想定した利用時間 （最長 8 時間・就労時間の下限は 1 か月あたり 48 時間）

※保育の必要量については、子どものための教育・保育給付認定のみ対象

③ 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護受給世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の概要

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市が実施する事業です。

事業名	内容
利用者支援事業	子育てを支援する教育・保育施設の利用や子育て支援についての情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、情報提供、助言を行い、必要に応じ関係機関と連絡調整などを行います。
地域子育て支援拠点事業 (子ども広場事業)	専門のスタッフが子育ての相談、子育て中の保護者の交流、乳幼児から中学生までの子どもの遊びの指導、地域の子育て情報の提供、講習会などを行います。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、すべての妊婦が健康診査を受診できるように支援を行います。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげます。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問などにより把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するものです。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	保護者の疾病・出産・冠婚葬祭への参加・仕事による出張などで家庭において保育ができない子どもを一時的に市が指定する施設で養育します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域住民が子どもを預かる事業です。育児の援助を行う方(提供会員)と育児の援助を受けたい方(利用会員)が会員となる相互援助活動です。
一時預かり事業	・認定こども園・幼稚園における在園児の預かり保育 ・理由を問わず、緊急・一時的に保育が必要な子どもの認可保育所での預かり保育 ・ファミリー・サポート・センター事業
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所などで保育を行います。
病児・病後児保育事業	病気やけが、またはその回復期にある、生後6か月から就学前までの子どもを一時的に預かり保育を行います。
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業)	学校から帰宅しても、保護者の就労や病気などの理由で、面倒をみられない小学生のため、放課後の一定の時間預かり、保護者にかわって集団的な保育を行います。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得等の状況を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた子どもの保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成します。

※他に、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業があります。

(6) 次世代育成支援の主な取組

小平市では、子ども・子育て支援法で定められた「教育・保育」の区分ごとの必要利用定員、「地域子ども・子育て支援事業」13事業の提供体制の確保以外に、子ども・子育て支援に関する様々な事業を実施しています。

これらを、次世代育成支援対策推進法^{→1}第8条に基づき、市の次世代育成支援行動計画の事業に位置付け、上記の子ども・子育て支援法で定める事業と併せて、家庭や地域と一体となって取り組んでいきます。

体系	事業・取組名
(1) 子どもの居場所・学びの場の充実	児童館
	土曜子ども広場「友・遊」
	定期利用保育
	おはなし会・絵本のへや
	放課後子ども教室
	教育支援室「あゆみ教室」
(2) 子育ての相談・交流の場の充実	子育てふれあい広場
	子ども家庭支援センター
	女性相談室
	子育て支援講座
	(仮称)子育て世代包括支援センター(ゆりかご・こだいら事業)
	教育相談室
(3) 児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会
(4) ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親相談
	就労支援

^{→1} 次世代育成支援対策推進法 子育て環境を整備・拡充するよう、国、地方公共団体や一般事業主の責務を明らかにするため、市町村の行動計画の策定などを定めた法律です。当初は、平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成26年に改正され、10年間延長となりました(令和7年3月31日まで)。

(5)障がいのある子どもへの支援の充実	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	心身障害児通所訓練委託事業
	障がい児療育事業
	巡回相談
	こげら就学支援シート
(6)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	広報誌「ひらく」の発行と講演会の開催
	事業者向け懇談会・セミナーの開催
(7)親と子の健康づくりの推進	ハローベビークラス(母親学級、両親学級)
	各種健康診査(3~4か月、6~7か月ほか)
	離乳食・幼児食講座(ステップ・もぐもぐ・かむかむ)

※各事業の詳細は、「第4章3 次世代育成支援の主な取組」に掲載(P75 から)。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

2 基本事項

国の基本指針に基づき定めることとされた「基本的記載事項」は、次のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条では、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量の見込み、実施する事業内容や実施時期を定めるものとされています。

小平市域は、高低差の少ない平坦な地形であることから、地形による地域間の隔たりはありません。市内の交通事情は、青梅街道や府中街道など幹線道路の整備に加え、市内に7つの鉄道駅を有することや、路線バスなどの公共交通が発達しているため、保護者や子どもが比較的容易に移動できると捉えられます。

また、教育・保育施設の利用については、保護者の通勤等の事情により、地域を超えての利用が見られます。

上記を踏まえて、転入や大規模開発等の影響による地域的な人口分布の偏在を考慮しつつ、市全域で教育・保育施設等の利用が可能になることから、市全域を1区域として「教育・保育提供区域」を設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）については、小学校教育との連携が必要であることから、小学校区ごとに教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域の状況





(2) 乳幼時期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

子どもの人口の推移、乳幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査などで把握した利用希望などを踏まえ、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要利用定員総数（量の見込み）を算出しました。

(3) 乳幼児期の教育・保育にかかる量の見込み・確保方策・実施時期

乳幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査などで把握した利用希望などを踏まえ、均衡の取れた乳幼児期の教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、乳幼児期の教育・保育施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数（量の見込み）を定めます。

① 1号認定 【3歳～5歳教育認定：認定こども園・幼稚園】 →¹

3歳から5歳までで、保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,600人	1,554人	1,545人	1,524人	1,538人
②確保方策	3,116人	2,848人	2,848人	2,808人	2,808人
③過不足(②-①)	1,516人	1,294人	1,303人	1,284人	1,270人

→¹ 認定 認定については P.55 を参照。

② 2号認定【3歳～5歳保育認定：認定こども園・幼稚園アットホーム事業・保育所】

3歳から5歳までで、保育の必要性がある認定区分です。

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,321人	3,225人	3,204人	3,163人	3,193人
②確保方策	2,925人	3,238人	3,238人	3,278人	3,278人
③過不足(②-①)	-396人	13人	34人	115人	85人

③ 3号認定【0歳～2歳保育認定：認定こども園・保育所・地域型保育事業所】

0歳児と1・2歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

0歳児

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	407人	404人	407人	420人	420人
②確保方策	406人	415人	415人	420人	422人
③過不足(②-①)	-1人	11人	8人	0人	2人

1・2歳児

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,619人	1,638人	1,598人	1,624人	1,656人
②確保方策	1,579人	1,645人	1,645人	1,645人	1,665人
③過不足(②-①)	-40人	7人	47人	21人	9人

④ 乳幼児期の教育・保育の確保方策の今後の方向性

ニーズ調査の結果、0歳児から2歳児までの保育の量の見込みは現状から微増する程度ですが、3歳児以上については教育ニーズの高い認定区分が現状から大きく減少する一方で、保育ニーズは大きく増加することが見込まれます。

また、0歳児については、育休中の保護者の9割以上が「1歳になった時に必ず利用できる事業があれば1歳になるまで育児休業の取得を希望する」と回答しており、1歳児が利用できる保育所や事業の供給量が充足していくことで、0歳児の保育ニーズは次第に減少していくことが見込まれます。

3歳児からの教育に関しては、現在の実施状況で量の見込みに対応できると捉えており、引き続き既存施設との連携を図っていきます。

なお、平成27年4月開始の子ども・子育て支援新制度が目指す基本的な方向性として、乳幼児期の教育・保育を一つにまとめるという「幼保一元化」の考え方が従前より根底にあります。

これらのことから、0歳児から2歳児までの教育・保育の量の見込みに対して、認可保育所や小規模保育事業等の整備により確保を目指すとともに、小規模保育事業等の地域型保育事業を整備する場合には、認定こども園や幼稚園を連携施設に設定することも検討します。また、3歳児から5歳児までの保育の量の見込みの増加に対しては、認可保育所の整備のほか、認定こども園や幼稚園の預かり保育の拡充等により確保を目指します。

整備や拡充等に当たっては、地域間のニーズの差を踏まえ対応するとともに、より質の高い教育・保育等を目指し、関係機関との連携により、乳幼児や保護者が安心して利用できるように努めます。



(4) 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保方策・実施時期

① 利用者支援事業【区域：全域】

事業概要

乳幼児期の教育・保育施設の利用や子育て支援についての情報を集約し、保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行い、必要に応じ関係機関との連絡調整などを行います。

今後の方向性

引き続き、市役所に設けた利用者支援の窓口において、丁寧な対応を行うとともに、個別性の高い相談や外国人家庭等の様々な家庭状況に寄り添った支援を行っていきます。

確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定型	量の見込み 確保方策 (実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	量の見込み 確保方策 (実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業（子ども広場事業）【区域：全域】

事業概要

子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流や育児相談などを地域の身近な場所で実施します。現在は、地域センター（小川東町・大沼・天神・上水本町・中島）、さわやか館で実施しています。

今後の方向性

乳児（0歳～2歳）の人口増加を踏まえ、地域的なバランスや施設の状況などを勘案しながら、事業の充実を図るとともに、より一層の周知に努めます。

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		15,972人回	15,996人回	15,768人回	16,104人回	16,308人回
②確保方策	実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	確保数	16,023人回	16,023人回	16,068人回	16,068人回	16,023人回
③過不足(②-①)		51人回	27人回	300人回	-36人回	-285人回

③ 妊婦健康診査事業【区域：全域】

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、すべての妊婦が健康診査を受診できるように支援を行います。妊娠届を提出したすべての妊婦に妊婦健康診査受診票を交付しています。

今後の方向性

母子健康手帳とともに交付する妊婦健康診査受診票により、医療機関で指定の検査を受診できることから、受診率は高くなっていますが、未受診者をさらに減少させ、すべての妊婦が受診するように努めます。安心して妊娠・出産できる環境を整えとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を推進していきます。

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,511人	1,497人	1,510人	1,557人	1,554人
②確保方策	実施場所： 東京都内の各医療機関(各医師会と契約している医療機関及び、個別契約医療機関)、東京都外の医療機関及び助産所については、償還払いにて対応。				

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【区域：全域】

事業概要

安心して子育てができるよう、地域ぐるみの支援を推進するため、生後4か月を迎える日までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問し、継続支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげています。

今後の方向性

生後4か月を迎える日までの乳児のいるすべての家庭の養育環境の把握に努め、必要な支援の充実を図っていきます。

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,526人	1,513人	1,525人	1,573人	1,570人
②確保方策	実施体制:26人 実施機関:健康推進課(新生児訪問指導員、母子保健推進員委託、市保健師)				

⑤ 養育支援訪問事業【区域：全域】

事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

特定妊婦（望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患など）、不適切な養育状態にあるなど、虐待のおそれ又はその危険性を抱え特に支援が必要である家庭に対し、子ども家庭支援センター職員、健康推進課の保健師が連携しながら家庭訪問し、育児に関する専門的相談支援にあたるとともに、ヘルパーの派遣により養育者の育児家事にかかる負担を軽減し、児童虐待の未然防止につなげます。

今後の方向性

支援が必要な家庭を把握し、関係を構築し支援につなげるため、関係機関との連携をさらに強化していきます。

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	185件	184件	185件	191件	191件
②確保方策	実施体制：79人 実施機関：子育て支援課、子ども家庭支援センター、委託業者、健康推進課				

⑥ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）【区域：全域】

事業概要

保護者の病気や仕事等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども（2歳～中学校3年生）を市が委託する児童福祉施設で預り、養育します。宿泊を伴う場合もあります。

今後の方向性

親族など周囲からの支援が困難な家庭のニーズに応えるため、引き続き受入れ体制の確保を図っていきます。

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		133人日	131人日	130人日	131人日	131人日
②確保方策	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	開所日数	361日	362日	361日	362日	361日
	確保数	361人日	362人日	361人日	362人日	361人日
③過不足(②-①)		228人日	230人日	231人日	231人日	230人日

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児の放課後の利用部分のみ)【区域:全域】

事業概要

地域において育児(0歳(生後57日)～小学校6年生)の援助を受けたい人(利用会員)と、育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、会員相互による育児の援助活動を支援します。

今後の方向性

利用会員と提供会員のマッチング等の支援や事業の周知を充実し、さらなる利用の促進を図るとともに、引き続き提供会員養成講座を実施し、提供会員の確保を図ります。

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	1,433 人日	1,457 人日	1,463 人日	1,474 人日	1,434 人日
	高学年	0 人日				
②確保方策	提供会員数	461 人	474 人	487 人	500 人	513 人
	実施日数(平均)	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日
	確保数	1,383 人日	1,422 人日	1,461 人日	1,500 人日	1,539 人日
③過不足(②-①)		-50 人日	-35 人日	-2 人日	26 人日	105 人日



⑧ 一時預かり事業【区域：全域】

認定こども園・幼稚園における預かり保育

事業概要

認定こども園・幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間外に園内で保育します。認定こども園での長時間利用、幼稚園アットホーム事業とその他の預かり保育事業を含め、認定こども園と幼稚園の全15園で実施しています。

認定こども園とアットホーム事業実施園では、午前7時30分から午後6時30分の時間帯で保育を行っており、夏休みなどの長期休業中も実施しています。

今後の方向性

認定こども園と幼稚園での一時預かり事業については、1号認定と2号認定の総量の見込みには対応できると捉えていますが、前計画時と比較して、2号認定のニーズが大幅に増えているため、2号認定を想定した供給量の確保を目指します。

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定 (幼稚園の預かり保育)	14,338 人日	13,926 人日	13,835 人日	13,650 人日	13,781 人日
	2号認定 (定期的な利用)	168,433 人日	163,592 人日	162,523 人日	160,354 人日	161,894 人日
	合計	182,771 人日	177,518 人日	176,358 人日	174,004 人日	175,675 人日
②確保方策	認定こども園・幼稚園	15 か所				
	定員	719 人	749 人	779 人	809 人	839 人
	実施日数 (平均)	265 日				
	確保数	190,535 人日	198,485 人日	206,435 人日	214,385 人日	222,335 人日
③過不足(②-①)		7,764 人日	20,967 人日	30,077 人日	40,381 人日	46,660 人日

認定こども園・幼稚園在園児以外の預かり保育

事業概要

一時預かり

仕事や通院、入院などで保育ができない場合や、育児中のリフレッシュをしたい場合に、認可保育所で一時的に子どもを預かります。

緊急一時保育

保護者の疾病・出産などにより家庭において保育ができない子どもを、緊急かつ一時的に公立保育園で保育します。

ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。

今後の方向性

ニーズ調査の結果では、現在の実施状況で量の見込みに対応できると捉えており、引き続き、事業の周知や利便性の向上に向けた既存施設との連携を図っていきます。

量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	16,495 人日	16,115 人日	15,843 人日	15,933 人日	16,222 人日	
②確保方策	保育園一時保育	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	
	定員×開設日数	49 人 243 日	49 人 241 日	49 人 242 日	49 人 242 日	49 人 242 日
	確保数	11,907 人日	11,809 人日	11,858 人日	11,858 人日	11,858 人日
	緊急一時預かり	9 か所				
	定員×開設日数	9 人 292 日				
	確保数	2,628 人日				
	ファミリー・サポート・センター (提供会員数)	461 人	474 人	487 人	500 人	513 人
	実施日数(平均)	10 日				
	確保数	4,610 人日	4,740 人日	4,870 人日	5,000 人日	5,130 人日
	合計確保数	19,145 人日	19,177 人日	19,356 人日	19,486 人日	19,616 人日
③過不足(②-①)	2,650 人日	3,062 人日	3,513 人日	3,553 人日	3,394 人日	

⑨ 延長保育事業【区域：全域】

事業概要

通常の利用日及び利用時間以外に、認可保育所などで保育を実施します。公立、私立を含めたすべての認可保育所で延長保育を実施しています。

公立保育園は1歳児クラスから、時間は午後7時まで、私立保育園は生後57日または満1歳から、時間は午後7時まで、午後8時まで、午後8時30分までと各園の設定によります。

今後の方向性

現在の実施状況で量の見込みに対応できると捉えています。新設される認可保育所についても連携しながら対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,217人	2,185人	2,163人	2,170人	2,194人
②確保方策	認可保育所	44か所	44か所	44か所	44か所	44か所
	定員	3,063人	3,063人	3,063人	3,063人	3,063人
	小規模保育事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	定員	16人	16人	16人	16人	16人
	認証保育所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	定員	275人	275人	275人	275人	275人
	定員(合計)	3,354人	3,354人	3,354人	3,354人	3,354人
③過不足(②-①)		1,137人	1,169人	1,191人	1,184人	1,160人

⑩ 病児・病後児保育事業【区域：全域】

事業概要

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関に併設する保育施設で保育士・看護師などが一時的に預かります。

小平市内では、「病児・病後児保育室あいびー」と「たんぽぽ病児保育室」の東西地区2か所で、一日の合計定員10名により実施しています。

今後の方向性

現状で量の見込みに対応できると捉えていますが、引き続き、既存施設と連携するとともに、事業の周知や利便性の向上を図っていきます。

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,081 人日	2,048 人日	2,028 人日	2,031 人日	2,055 人日
②確保方策	実施か所数	2 か所				
	確保数	2,340 人日	2,326 人日	2,348 人日	2,330 人日	2,330 人日
③過不足(②-①)		259 人日	278 人日	320 人日	299 人日	275 人日



⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）【区域：19 区域（小学校区）】**事業概要**

就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。小学校1年生から3年生まで（心身に障がいのある児童については6年生まで）を対象としています。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との一体型として、連携しながら実施します。

今後の方向性

学童クラブの設置における提供区域については、小学校教育との連携が必要であることから、小学校区ごととします。

低学年（1年生～3年生）については、ニーズ調査の結果に基づき量の見込みを算出し、学童クラブ数、定員の確保を目指しますが、共働き世帯の増加等に伴い、入会児童数がそれらを超える場合には、これまでと同様に、「学童クラブの設置に関する考え方について」^{→1}に基づき、新設クラブの検討・開設準備を行います。放課後子ども教室などの子どもの居場所の確保、設置場所、国や東京都の対応状況、入会児童数の予測などを見極めたうえで、教育委員会と十分な調整を行い、確保を目指します。

高学年（4年生～6年生）については、特別支援学級に在籍している児童などをこれまでと同様に受け入れます。そのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な事業とのさらなる連携によって、高学年の児童にとっての「放課後の居場所」の確保を図るとともに、定員を割る学童クラブについて、入会児童数の推移、施設・人員体制の状況等を考慮のうえ、高学年児童の柔軟な受入れを検討していきます。

学童クラブへの保護者のニーズは、安全・安心な居場所としての機能だけでなく、延長保育やより柔軟な運営など多様化しています。これらに対応するため、様々な運営の改善や工夫とともに新たな運営手法についても研究します。

さらに、子どもに多様な体験・活動を提供するなど、より多様なニーズに応えられる放課後の居場所として、民設民営学童クラブなどについて検討します。

^{→1} 学童クラブの設置に関する考え方について（平成17年5月18日厚生委員会請願第33号関係資料1）
（定員40名の場合）

年度当初の入会児童数が60人を超える場合には、臨時職員の加配による弾力的な受入れ、及び、隣接する学童クラブでの受入れの平準化を実施する。60人を超える状況が継続する場合には、4月以降の入会児童数の推移と翌年度の入会児童数の調査、全体の入会児童数の予測を見極めた上で、新設学童クラブの検討・開設準備を行う。開設については、開設場所、市の財政状況、国・都のこの事業に関する対応状況等を勘案の上実施

※小平市議会平成17年6月定例会において採択されています。

量の見込みと確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	628人	644人	633人	639人	593人
	2年生	629人	631人	646人	638人	643人
	3年生	621人	633人	634人	651人	643人
②確保方策	学童クラブ	36か所	41か所	43か所	44か所	45か所
	定員	1,530人	1,755人	1,835人	1,865人	1,895人
③過不足(②-①)		-348人	-153人	-78人	-63人	16人
①量の見込み	4年生	45人	45人	46人	46人	48人
	5年生	45人	45人	46人	47人	47人
	6年生	43人	45人	45人	46人	47人
②確保方策	子ども広場、 児童館、放課後 子ども教室など	133人	135人	137人	139人	142人
③過不足(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【区域：全域】

事業概要

保護者の世帯所得等の状況を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた子どもの保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成します。

今後の方向性

国の制度、東京都や他自治体の実施内容を踏まえながら進めていきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【区域：全域】

事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する事業です。

今後の方向性

小平市ではこれまでも、多様な主体の事業者が参入し、特色のある保育事業が展開されてきました。また、事業開始前における各種手続きに関する支援や小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、さらに、私立保育園の園長会等を通して相談・助言・情報交換等を行うことで、事業者の保育事業を支援しています。引き続き、認可保育所等と連携し、新規参入事業者への支援に努めます。

（５）乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

乳幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設面での一体化や保護者の就労支援の観点のみならず、子どもの育ちを大切に、子どもが健やかに育成されるよう、乳幼児期の教育・保育の質の向上（ソフト的整備）を施設整備（ハード的整備）とともに図ることが重要です。

具体的には、幼稚園教諭と保育士が情報交換し、技能を共有できる場として研修を実施し、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、施設整備としては、1歳児から2歳児までの保育ニーズが高いことを踏まえて、幼稚園から認定こども園への移行に向けた取組を進めていきます。

また、平成27年4月開始の子ども・子育て支援新制度に伴い、これまでに様々な教育・保育施設や地域型保育事業の整備に取り組んできており、それら施設間の連携を図っていきます。

引き続き、子どもの最善の利益を第一に、保護者の養育力や地域の子育て支援の向上に向け、乳幼児期の教育・保育のための施設や地域の子育て支援事業に関する情報提供、関係機関との連絡調整を充実し、乳幼児期の教育・保育の一体的な運営の推進に努めていきます。

（６）幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保

令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策といった制度趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づき確認を行った施設・事業を利用する子どもの保護者に対し、きめ細かな支援を実施します。

具体的には、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までと3歳児から5歳児までについて、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業の保育料を無料にするとともに、幼稚園（従来型）、認可外保育施設等を利用する子どもの保育料について、保護者の負担軽減となるよう給付を行います。

支援を円滑に実施するため、引き続き、利用施設・事業に応じた制度の説明や補助金申請の手続きの案内を丁寧に行っていきます。

3 次世代育成支援の主な取組

小平市では、子ども・子育て支援法で定められた「教育・保育」の区分ごとの必要利用定員、「地域子ども・子育て支援事業」13事業の提供体制の確保以外に、子ども・子育て支援に関する様々な事業を実施しています。

これらを、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく、市の次世代育成支援行動計画の事業に位置付け、上記の子ども・子育て支援法で定める事業と併せて、家庭や地域と一体となって取り組んでいきます。

(1) 子どもの居場所・学びの場の充実

共働き世帯の増加や核家族化などの社会状況の変化によって、子どもが安全・安心に過ごすことができる場所の確保が求められています。また、子どもの健やかで豊かな成長を図るため、発達段階に応じた学びや異年齢、多世代との交流の場、機会の提供なども期待されています。

小平市では、児童館や公民館の土曜子ども広場「友・遊」、図書館での「おはなし会・絵本のへや」、家庭の状況により保育できない場合の「定期利用保育」、不登校の児童を対象とした教育支援室「あゆみ教室」などを実施していますが、引き続き、乳幼児から就学児童まで、子どもの発達段階に応じた安全で安心に過ごすことができる場所・機会の充実を図ります。

事業・取組名	内容
児童館	子どもが安全・安心に過ごすことができる場所を提供し、健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、豊かな情操を養います。
土曜子ども広場「友・遊」	完全学校週5日制に対応するため、毎週土曜日、小・中学生、親子を対象に、「学びの場」「遊びの場」を公民館に開設し、子ども同士のふれあいの場や異世代間交流の機会を設けます。職員や公民館利用者、ボランティア等で運営委員会を作り、メニューの検討を行います。
定期利用保育	就労などの理由で、家庭での保育ができない場合に、一定期間子どもの保育を行います。
おはなし会・絵本のへや	ストーリーテリング(昔話や創作のおはなしを素ばなしで語る)、絵本の「読み聞かせ」や、手遊び・わらべ歌などを行い、子どもたちの想像力をはぐくみ、豊かな心を育てます。
放課後子ども教室	市内小学校区単位で学校施設等を利用し、学童クラブと連携のもと、地域のボランティアにより実行委員会を組織し、児童に放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供します。
教育支援室「あゆみ教室」	心理的な要因等により、不登校の状態またはその傾向にある市立小・中学校の児童・生徒に対して適切な指導・援助を行い、学校復帰の意欲を高め、やがては学校に行けるように導くことを目的として、教育支援室「あゆみ教室」を開設します。

■新・放課後子ども総合プランに基づく取組

就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブと放課後子ども教室を運営しています。国の「新・放課後子ども総合プラン」⁷¹に基づき、学童クラブと放課後子ども教室の一体型による連携をさらに推進します。

小平市では、小学校 19 校すべての校区で放課後子ども教室を整備し、学校敷地内に開設している学童クラブとともに、同一の小学校内で活動しています。それぞれの所管部署が運営委員会に参加することにより情報共有・情報交換を行うなど連携を図りながら、事業を展開しています。また、学童クラブと放課後子ども教室で、共通の損害保険・賠償保険に加入し、けがや事故などの不測の事態に柔軟に対応できるよう備えており、今後もこの取組を継続します。

子どもの安全を第一に、放課後子ども教室は主に学校施設内で実施していますが、市長部局が学童クラブ室の整備をするうえでも、学校施設を活用できるよう、教育委員会と十分な調整を行います。

特別な配慮を必要とする児童への対応のための研修を実施するなど、すべての児童の安全・安心な居場所を確保します。

一体型の目標事業量と確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標事業量	19 校区	19 校区	19 校区	19 校区

平成 26 年度時点で、市内 19 小学校区すべてにおいて、学校内で学童クラブ及び放課後子ども教室を実施済み

※放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)の年度ごとの量の見込み等は、P73 に掲載。



⁷¹ 新・放課後子ども総合プラン 「新・放課後子ども総合プラン」は、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、児童の安全・安心な居場所の確保を図ることなどを内容とした、国が定めたプランです。このプランに基づき、同一の小学校内などで、両事業を実施し、共働き家庭などの子どもを含めたすべての子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加できます。

(2) 子育ての相談・交流の場の充実

昨今、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。身近に相談できる相手がいないなど、育児の孤立化や、子どもを産み育てることへの不安を抱える保護者の増加、家庭の養育力、地域の子育て力の低下が指摘されています。

小平市では、子育てふれあい広場や子ども家庭支援センター、女性相談室、教育相談室など、子育て中の親の相談に応じたり、親子や保護者同士が交流したりする場を設けています。また、公民館では、「子育て支援講座」など、子育てに関する学習の機会を設けています。さらに、今後整備を予定している「(仮称)子育て世代包括支援センター」においては、妊娠から出産、子育てにわたる切れ目のない支援を行うため、相談や交流の場など子ども・子育て支援に関わる関係部署・機関のより一層の連携を図ります。

事業・取組名	内容
子育てふれあい広場	乳幼児の親子を対象に、市立保育園、地域センター等に広場を開設します。子育て相談員が親子の交流の促進や、子育て相談を行い、子育て中の親の悩みや不安の解消を図ります。
子ども家庭支援センター	子どもと家庭のあらゆる相談に応じるとともに、親子の交流及び子育てに関する情報提供など、子どもと家庭への総合的な支援を実施します。
女性相談室	生き方・暮らし・家族・夫婦・離婚・配偶者等からの暴力について、専門の相談員が電話・面談で相談に応じます。
子育て支援講座	家庭や子育て等について考え学んでいただくために企画した講座で、乳幼児を持つ市民を対象に講座に参加しやすいよう保育付き講座も行っています。
(仮称)子育て世代包括支援センター (ゆりかご・こだいら事業)	母子健康手帳交付時等において、保健師や助産師が、すべての妊婦との面談を通して、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応します。 情報提供を行う中で、妊娠・出産・子育てに不安を抱えている妊産婦に対し、必要に応じて関係機関と連携をとりながら支援します。
教育相談室	幼児・児童・生徒の心や発達のこと、勉強のこと、性格や行動で気になることなどの相談に、教職経験の豊富な相談員や、大学院で心理学を専門に学んだ相談員が応じます。相談は、面接または電話により行っています。

(3) 児童虐待防止対策の充実

子育て家庭や子ども自身の抱える課題が多様化、複雑化し、孤立や貧困など様々な要因から児童虐待は発生しています。虐待の未然防止から、早期発見・対応、子どもの保護・ケア、保護者支援など、アフターケアまで切れ目のない支援が求められています。

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などで把握した、養育支援が必要な家庭を適切な支援につなげるとともに、関係機関との連携を図ることが必要です。要保護児童対策地域協議会では、児童相談所をはじめ、福祉、保健、医療機関、教育、警察など多方面における連携を図っています。また、児童養護施設などで過ごす子どもが健やかに成長できるよう、連携・協力とともに、地域の理解を深めるための啓発を行っています。

事業・取組名	内容
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けている児童など要保護児童の適切な保護を目的として設置し、関係機関の連携を図ります。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が抱える課題は複雑・多様化しており、子育てや就労において困難な状況になることが多く見受けられます。子育て・生活上の問題や就労だけでなく、経済的な支援などの相談に的確に対応し、子どもの健全な育成につなげるため、自立した生活を目指した支援を行います。また、「小平アクティブプラン21^{ア1}」と整合性を図りながら、事業を推進していきます。

事業・取組名	内容
ひとり親相談	ひとり親家庭などの悩み事(生活・住宅・離婚・養育・就労等)について、情報提供・相談支援を行います。
就労支援	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワーク等の関係機関が連携しながら支援します。

^{ア1} 小平アクティブプラン21 第三次小平市男女共同参画推進計画。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもへの支援に当たっては、障がいに対する正しい理解はもちろん、子どもの発達段階や障がいの特性に応じた配慮や支援が必要です。保健、医療、保育、教育などの各種施策と連携しながら、障がい児やその家族が地域で安心して生活できるよう、取組を進めます。

幼稚園、保育所、学童クラブなどでの障がい児の受入れを進めるとともに、「障害児福祉計画」、「特別支援教育総合推進計画」などの関連計画と整合性を図りながら、事業を推進していきます。

事業・取組名	内容
児童発達支援	就学前のお子さんを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
心身障害児通所訓練委託事業	小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を、一般財団法人に委託して実施します。
障がい児療育事業	白梅学園大学と連携して、障がいのある子どもや発達が気になる子どもへの療育や保護者の集まり等を実施しています。
巡回相談	言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が認可保育所を巡回し、保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行います。
こげら就学支援シート	家庭や幼稚園・保育所等における子どもの様子や保育の様子や配慮などを小学校に引き継ぎ、楽しい学校生活が送れるよう、橋渡しをする資料で、就学時健康診断の会場等で配布します。

(6) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

共働き世帯の増加や男性の育児参加などにより、社会や職場には男女がともに働きやすく、仕事と子育てが両立できる環境、仕事と生活の調和の実現が求められています。

小平市では、これらの総合的な推進を図るため「小平アクティブプラン 21」を策定していますが、本計画においても、アクティブプランとの整合性を図り、仕事と子育ての調和の実現に向け、市民、事業者等への、育児休業などの制度の利用促進やワーク・ライフ・バランスの意識啓発などの取組を推進します。

事業・取組名	内 容
広報誌「ひらく」の発行と講演会の開催	小平市男女共同参画推進条例に掲げる理念の浸透を図り、男女共同参画を推進するため、広報誌「ひらく」の発行や「女(ひと)と男(ひと)のフォーラム」、講座等を開催します。
事業者向け懇談会・セミナーの開催	育児休業などの制度の利用促進やワーク・ライフ・バランスをめぐる法改正、企業の先進的な取り組みなどについて、周知します。

(7) 親と子の健康づくりの推進

子どもの健やかな発達・健康と保護者の健康は、子ども・子育て支援の重要な基盤であり、各種健康診査等により、子どもの発育・発達の確認と、保護者への的確な育児支援を行います。また、ハローベビークラス、離乳食・幼児食講座などにおいては、健全な生活習慣への理解や、育児に関する適切な情報提供や助言等を行い、子どもと保護者の健康の確保を図ります。

事業・取組名	内 容
ハローベビークラス(母親学級、両親学級)	初めて赤ちゃんを迎える妊娠 16～31 週の妊婦さんとそのご家族の方を対象に実施します。
各種健康診査(3～4か月、6～7か月ほか)	母子保健法に基づき、乳児健診の一層の徹底と乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、健康診査等を行います。
離乳食・幼児食講座(ステップ・もぐもぐ・かむかむ)	乳幼児期の健康、栄養、発育、発達などについての基本知識の習得を目的とし、離乳食の講義、調理実習等を行います。

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の管理

1 計画の推進体制

本計画は、多岐の分野にわたることから、市の関係部署、外部の関係機関との連携により、推進していきます。

2 計画の管理

(1) 計画の管理

計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

(2) 子ども・子育て審議会

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき条例により市長の附属機関として設置した「小平市子ども・子育て審議会」の意見を踏まえて、計画を推進していきます。審議会は、市内在住の子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関わっている団体の代表者、学識経験者などで構成されます。

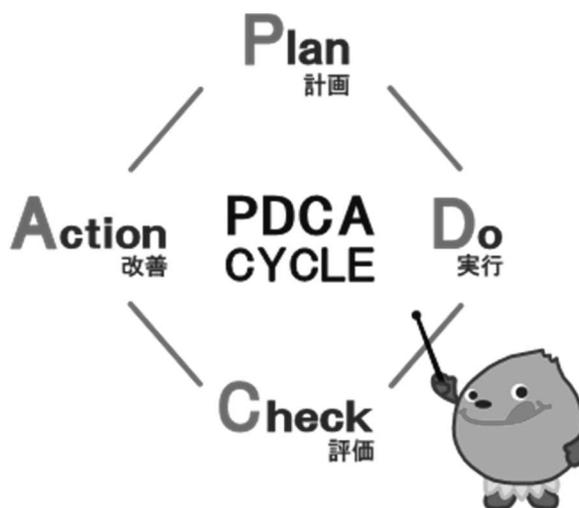
(3) 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、計画の実施状況について取りまとめ、小平市子ども・子育て審議会に報告し、意見を伺い、次年度以降の事業の推進に反映するよう努めます。必要がある場合には計画の見直しを検討します。また、実施状況を取りまとめた結果については、広く市民に公表します。

(4) 計画の周知・情報提供

計画の内容については、関係者や関係団体をはじめ広く市民に周知します。

また、新たな課題やニーズに合った必要な情報や支援を市民に周知するため、パンフレットやホームページなどの活用により、子ども・子育て支援に関する情報提供の推進に努めます。



資料編

1 小平市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月27日制定

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として小平市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 小平市の区域内に住所を有する子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、審議会を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成25年6月27日・平成25年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年12月25日・平成26年条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 小平市子ども・子育て審議会委員名簿

平成 30 年度

令和元年度

敬称略

役職	氏名	所属	氏名	所属
会長	師岡 章	学識経験者	師岡 章	学識経験者
副会長	金子 恵一	小平市社会福祉協議会	金子 恵一	小平市社会福祉協議会
委員	内野 めぐみ	公募市民	岩井 純一郎	小平市立小学校長会
委員	河野 和昭	小平市私立保育園協会	尾崎 絢子	公募市民
委員	河野 史郎	小平市私立幼稚園協会	河口 雄司	公募市民
委員	工藤 亜由美	公募市民	小島 望帆	公募市民
委員	小島 望帆	公募市民	小森 由貴	公募市民
委員	市東 和子	小平市民生委員児童委員協議会	市東 和子 (11月30日まで) 竹内 よし子 (12月1日から)	小平市民生委員児童委員協議会
委員	清水 秀人	警視庁小平警察署	清水 達也	小平市医師会
委員	鈴木 昌和	小平市医師会	神保 佳世子	小平市私立幼稚園協会
委員	瑞慶覧 香織	公募市民	田畑 多賀子	小平市青少年委員会
委員	多田 聡子	公募市民	田村 寛	児童養護施設
委員	田村 寛	児童養護施設	成澤 愛	公募市民
委員	鳥越 絵奈	公募市民	福田 陽子	小平市私立保育園協会
委員	服部 純子	公募市民	古家 裕美	公募市民
委員	早川 和男	小平市立小学校長会	山田 由起	公募市民

3 小平市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会構成課

役 職	職 務 名
委員長	子ども家庭部長
副委員長	子ども家庭部 子育て支援課長
副委員長	子ども家庭部 保育課長
委 員	企画政策部 政策課長
委 員	子ども家庭部 家庭支援担当課長
委 員	子ども家庭部 保育指導担当課長
委 員	健康福祉部 障がい者支援課長
委 員	健康福祉部 健康推進課長
委 員	教育部 教育施策推進担当課長
委 員	教育部 地域学習支援課長

(4部9課)

4 策定経過

(1) 小平市子ども・子育て審議会による策定経過

平成30年度

開催日	内容
平成30年8月8日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
平成30年9月12日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査について
平成31年2月6日	小平市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について(速報)

令和元年度

開催日	内容
令和元年5月22日	小平市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書について
令和元年7月17日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う 骨子(案)等について
令和元年9月17日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について
令和元年10月18日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(素案)の案について
令和元年11月15日	第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和2年2月19日	第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(案)について

(2) 小平市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会による検討経過

平成30年度

開催日	内容
平成30年7月31日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て事業計画の策定方針について
平成30年9月3日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査について
平成31年1月24日	小平市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について(速報)

令和元年度

開催日	内容
令和元年5月15日	小平市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書について
令和元年7月10日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う量の見込みおよび骨子(案)について
令和元年8月30日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について
令和元年10月9日	(仮称)第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(素案)の案について
令和元年11月11日	第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和2年2月10日	第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(案)について

(3) 市民意見公募手続(パブリックコメント手続)の実施経過

実施期間	令和元年11月20日～12月19日
閲覧場所(計画素案) 配布場所(素案の概要)	市役所1階市政資料コーナー、市役所2階子育て支援課、東部・西部出張所、子ども家庭支援センター、児童館、子ども広場、子育てふれあい広場、市内の私立幼稚園・私立保育園・公立保育園・認証保育所、ホームページ
提出の方法	持参(市役所2階子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童館)、送付、ホームページ、メール、ファクシミリ

第二期小平市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

編集・発行：小平市子ども家庭部子育て支援課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目 1333 番地

電話番号 042(346)9821(直通)

F A X 042(346)9200

価格 ¥200

